

令和6年度

整備主任者研修 法令研修

【秋田運輸支局 地方教材】

目 次

1. 整備主任者について	1
2. 審査事務規程の一部改正について	3
3. 不正改造車を排除する運動	14
4. 自動車点検整備推進運動の強化月間	19
5. 地区別認証・指定工場数（令和6年3月末）	25
6. 最近の整備事業者の行政処分の概況（参考資料）	26
7. 検査場からのお知らせ	29
8. 令和5年度不当要求発生件数（プレスリリース）	34
9. はじまる、OBD 検査	37
10. 令和6年度スキャンツール補助事業	48
11. 来年4月より、車検を受けられる期間が延びます	49
12. 申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載について	51
13. 重量税照会サービスについて	52
14. 土砂等を運搬する大型自動車の番号表示について	53
15. 特定整備記録簿の記載例	54
16. 大型車の車輪脱落事故防止	57

1. 整備主任者について

道路運送車両法には、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において特定整備を行う場合、特定整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車特定整備事業者の義務として規定されており、道路運送車両法施行規則には自動車特定整備事業者の遵守事項が規定されています。そのため、特定整備と特定整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

- ① 特定整備の作業管理に関する業務
- ② 特定整備後のできばえ確認業務
- ③ 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に関係するもののみ抜粋

遵守事項のうち整備主任者に関する事項	
● 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適・否
● 特定整備記録簿（写）は使用者に適切に交付されているか。	適・否
● 特定整備記録簿は、2年間保存されているか。	適・否
● 特定整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適・否
● 特定整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適・否
● 特定整備記録簿は確実に記載されているか。	適・否
□登録番号等、□特定整備完了年月日、□依頼者の氏名、住所、□総走行距離 □整備主任者の氏名、□特定整備事業者名、住所、認証番号	
● 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適・否
● 特定整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適・否
● 特定整備後のできばえ確認業務	適・否

道路運送車両法施行規則

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合
 - ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- 二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 三 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- 四 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- 五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

八 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること

イ 整備主任者として新たに届け出た者

ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

九 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

十 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

三 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

2. 審査事務規程の一部改正について

令和5年8月25日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第51次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 歩行者保護に係る協定規則へ ARHSS (Adjustable Ride Height Suspension System) を備えた自動車に対する基準及び試験方法が追加されたことに伴い、審査方法を規定します。[7-33]
 - 乗車定員10人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更します。[6-41、7-41、8-41]
 - 乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法を規定します。[7-107、8-107]
- ② OBD検査に係る取扱い等の新設
OBD検査（※）の対象となる自動車及び審査方法を規定します。[4-10、9-15等]
※目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年6月5日国土交通省令第45号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和2年8月5日国土交通省告示第788号、令和5年6月5日国土交通省告示第572号）
- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年8月5日国土交通省告示第788号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号、令和5年6月5日国土交通省告示第572号）

3. 施行日

令和5年9月1日

審査事務規程の一部改正について（第52次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
- 自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加します。
 - 自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定します。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年9月22日国土交通省令第714号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）
- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）

3. 施行日

令和5年9月22日

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応した TRIAS の新規追加（4項目）

- ① TRIAS 17(2)-R135-01 ポール側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第135号）
- ② TRIAS 38(3)-R150-01 再帰反射試験（協定規則第150号（再帰反射材））
- ③ TRIAS 44(2)-J129-01 後方視界看視装置試験
- ④ TRIAS 44(2)-J130-01 後方視界看視装置取付装置等試験

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（13項目）

- ① TRIAS 09-R030-01 乗用車用空気入タイヤ試験（協定規則第30号）
- ② TRIAS 12-R078-04 二輪車等の制動装置試験（協定規則第78号）
- ③ TRIAS 12-R131-03 衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第131号）
- ④ TRIAS 12-R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第152号）
- ⑤ TRIAS 17-R134(1)-02 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第134号）
- ⑥ TRIAS 17(2)-R136(1)-02 電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第136号（車両））
- ⑦ TRIAS 17(2)-R136(2)-02 電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第136号（単品））
- ⑧ TRIAS 18-R127-03 歩行者頭部及び脚部保護試験（協定規則第127号）
- ⑨ TRIAS 21-R125-02 直接前方視界試験（協定規則第125号）
- ⑩ TRIAS 25-R011-02 とびらの開放防止試験（協定規則第11号）
- ⑪ TRIAS 32-R053-01 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第53号）
- ⑫ TRIAS 43(7)-R138-02 車両接近通報装置試験（協定規則第138号）
- ⑬ TRIAS 48-R157-02 自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

(3) 付表等について修正および項目の追加等（22項目）

- ① TRIAS 02-001-01 諸元測定試験
- ② TRIAS 08-J125-01 車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)の試験
- ③ TRIAS 08-J042GTR015-02 燃料消費率試験（WLTCモード）
- ④ TRIAS 08-J042R154-01 燃料消費率試験（協定規則第154号）
- ⑤ TRIAS 08-002-04 燃料消費率試験（WLTCモード）
- ⑥ TRIAS 12-R013H-03 乗用車の制動装置試験（協定規則第13H号）

⑦TRIAS 12-002-02	制動能力試験
⑧TRIAS 12-R140-02	横滑り防止装置試験（協定規則第 140 号）
⑨TRIAS 15-R034(1)-02	自動車用燃料タンク試験（協定規則第 34 号（単品））
⑩TRIAS 15-R034(2)-02	自動車用燃料タンク試験（協定規則第 34 号（車両））
⑪TRIAS 22(4)-J034R025-01	頭部後傾抑止装置試験（協定規則第 25 号）
⑫TRIAS 31-J042R154-02	軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号）
⑬TRIAS 31-J044GTR002-01	二輪車排出ガス試験（世界統一技術規則第 2 号（WMTTC））
⑭TRIAS 31-J048R154-01	車載式故障診断装置試験（協定規則第 154 号）
⑮TRIAS 31-J049R154-01	燃料蒸発ガス試験（協定規則第 154 号）
⑯TRIAS 31-J117(2)-01	燃料蒸発ガス試験（WMTTC モード）
⑰TRIAS 31-J119-02	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験
⑱TRIAS 32-J052R048-05	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
⑲TRIAS 43-J074R028-02	警音器の警報音発生装置試験
⑳TRIAS 44-J081-03	直前直左確認鏡試験
㉑TRIAS 44(2)-R158-01	後退時車両直後確認装置試験（協定規則第 158 号）
㉒TRIAS 99-002-02	最高速度試験

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

2. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 6 月 4 日国土交通省告示第 572 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号）

3. 施行日

施行日 令和 5 年 9 月 28 日

審査事務規程の一部改正について（第54次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウエット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]
 - 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、6-25、7-25、8-25、様式16]
 - 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]
 - 細目告示別添129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添2]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年9月22日国土交通省令第74号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号、令和5年10月20日国土交通省告示第1048号）

3. 施行日

令和5年12月21日

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 審査事務規程 改正概要

◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車に係る細目告示に対応したTRIASの新規追加（11項目）及び一部改正（2項目）

〔新規追加〕

- | | |
|----------------------|--|
| ①TRIAS 17-J131(1)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器） |
| ②TRIAS 17-J131(2)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品） |
| ③TRIAS 17-J132(1)-01 | 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器） |
| ④TRIAS 17-J132(2)-01 | 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品） |
| ⑤TRIAS 17-J133(1)-01 | 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器） |
| ⑥TRIAS 17-J133(2)-01 | 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品） |
| ⑦TRIAS 17-R110(3)-01 | 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験
（協定規則第110号（ガス容器）） |
| ⑧TRIAS 17-R134(4)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第134号） |
| ⑨TRIAS 17-R134(5)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第134号） |
| ⑩TRIAS 17-R146(2)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第146号） |
| ⑪TRIAS 17-R146(3)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第146号） |

〔一部改正〕

- | | |
|----------------------|---|
| ⑫TRIAS 17-R110(1)-02 | 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第110号（ガス容器附属品）） |
| ⑬TRIAS 17-R146(1)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（車両）（協定規則第146号） |

(2) 付表等について修正および項目の追加等（13 項目）

- | | | |
|---|---------------------|--|
| ① | TRIAS 08-J125-01 | 車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)の試験 |
| ② | TRIAS 09-J002-03 | 軽合金製ディスクホイール試験 |
| ③ | TRIAS 09-R075-01 | 二輪車等用空気入タイヤ試験（協定規則第 75 号） |
| ④ | TRIAS 11-R079-04 | かじ取装置試験（協定規則第 79 号） |
| ⑤ | TRIAS 12-R013-03 | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号） |
| ⑥ | TRIAS 12-R078-05 | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号） |
| ⑦ | TRIAS 17(2)-R155-01 | サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。）） |
| ⑧ | TRIAS 21-R125-02 | 直接前方視界試験（協定規則第 125 号） |
| ⑨ | TRIAS 30-R041-03 | 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号） |
| ⑩ | TRIAS 30-R051-01 | 四輪自動車の車外騒音基準に係る試験（協定規則第 51 号） |
| ⑪ | TRIAS 36-R148-02 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（番号灯）） |
| ⑫ | TRIAS 48(2)-J089-02 | 運行記録計試験 |
| ⑬ | TRIAS 99-R155-01 | サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.に限る）） |

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

2. 関係する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 10 月 20 日国土交通省告示第 1048 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 6 年 1 月 5 日国土交通省告示第 2 号）

3. 施行日

施行日 令和 6 年 2 月 1 日

審査事務規程の一部改正について（第56次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-58、9-6]
 - ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-60、8-60]
 - 自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-105の2、7-105の2、8-105の2]
- ② 新車の指定自動車等について、第7章の規定によらず第6章の規定のみで審査ができるよう構成を見直します。[6-14、6-35、6-37、6-38、6-41、6-99、6-100、6-106、6-107、6-109、6-110、6-114、6-115]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年1月4日国土交通省令第1号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年12月25日国土交通省告示第1577号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号、令和6年1月5日国土交通省告示第2号）

3. 施行日

令和6年4月1日

審査事務規程の一部改正について（第57次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテストを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。

[9-3]

- ② 平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。

[9-8]

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

今回は該当なし

3. 施行日

令和6年8月1日

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 審査事務規程 改正概要

◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応した TRIAS の新規追加（3 項目）

〔新規追加〕

- ①TRIAS 31-J103(2)-01 ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガス試験(7 モード及び LSI-NRTC)
- ②TRIAS 31-J119R168-01 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 168 号）
- ③TRIAS 46(2)-R169-01 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 169 号）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（14 項目）

- ①TRIAS 17-R134(1)-03 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 134 号）
- ②TRIAS 17-R134(3)-02 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 134 号（取付・強度））
- ③TRIAS 17-R134(4)-02 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第 134 号）
- ④TRIAS 17-R134(5)-02 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 134 号）
- ⑤TRIAS 18-R094-06 オフセット衝突時の乗員保護試験（協定規則第 94 号）
- ⑥TRIAS 18-R095-04 側面衝突時の乗員保護試験（協定規則第 95 号）
- ⑦TRIAS 18-R137(1)-04 前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号）
- ⑧TRIAS 22-R017(1)-04 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等））
- ⑨TRIAS 22(3)-R016(2)-03 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（車両））
- ⑩TRIAS 22(3)-R016(3)-05 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（リマインダ））
- ⑪TRIAS 22(5)-R145-02 年少者用補助乗車装置取付具試験（協定規則第 145 号）
- ⑫TRIAS 22(5)-R016-02 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（ISOFIXCRS 搭載性））
- ⑬TRIAS 32-R053-02 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第 53 号）
- ⑭TRIAS 46(2)-R160-03 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 160 号）

(3) 付表等について修正および項目の追加等（26 項目）

- ①TRIAS 08-J125-01 車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)の試験

②	TRIAS 08-J041 (2)-01	電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)
③	TRIAS 08-J041 (3)-01	電気重量車電力消費率試験 (JH25 モード)
④	TRIAS 08-J041 (4)-01	電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験 (JH25 モード)
⑤	TRIAS 08-J041 (5)-01	燃料電池重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)
⑥	TRIAS 11-R079-04	かじ取装置試験 (協定規則第 79 号)
⑦	TRIAS 11 (2)-R161-01	施錠装置試験 (協定規則第 161 号)
⑧	TRIAS 11 (2)-R162-01	イモビライザ (協定規則第 162 号)
⑨	TRIAS 12-R013-03	トラック、バス及びトレーラの制動装置試験 (協定規則第 13 号)
⑩	TRIAS 12-R078-05	二輪車等の制動装置試験 (協定規則第 78 号)
⑪	TRIAS 12-R152-02	乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験 (協定規則第 152 号)
⑫	TRIAS 17-J131 (1)-01	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (ガス容器)
⑬	TRIAS 17-J131 (2)-01	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (ガス容器附属品)
⑭	TRIAS 17-J132 (1)-01	圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (ガス容器)
⑮	TRIAS 17-J132 (2)-01	圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (ガス容器付附属品)
⑯	TRIAS 17-J133 (1)-01	液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (ガス容器)
⑰	TRIAS 17-J133 (2)-01	液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (ガス容器付附属品)
⑱	TRIAS 17-R146 (2)-01	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験 (圧縮水素貯蔵システム) (協定規則第 146 号)
⑲	TRIAS 17-R146 (3)-01	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験 (圧縮水素貯蔵システム付附属品) (協定規則第 146 号)
⑳	TRIAS 30-R051-01	四輪自動車の車外騒音試験 (協定規則第 51 号)
㉑	TRIAS 31-J041 (4)-04	ディーゼル重量車排出ガス試験 (WHDC モード)
㉒	TRIAS 31-J042R154-03	軽・中量車排出ガス試験 (協定規則第 154 号)
㉓	TRIAS 32-J052R048-05	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
㉔	TRIAS 32-R149-02	照射灯火試験 (協定規則第 149 号 (前照灯))
㉕	TRIAS 43 (7)-R138-02	車両接近通報装置試験 (協定規則第 138 号)
㉖	TRIAS 48-R157-02	自動車線維持システム試験 (協定規則第 157 号)

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

2. 関係する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 (令和 6 年 6 月 14 日 国土交通省告示第 号)

3. 施行日

施行日 令和 6 年 7 月 25 日

3. 不正改造車を排除する運動

《発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和 6年 5月31日
国土交通省東北運輸局

不正改造車を作らない!! 乗らない!!

～「不正改造車を排除する運動」の強化月間（6月）が始まります～

東北運輸局では、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、関係機関（警察、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会）や、自動車関係団体と連携し、不正改造車の排除に向けた取り組みを強化します。

騒音等の環境悪化・道路交通の秩序を乱す要因となる違法マフラーの使用や、保安基準に不適合となる部品の取付けや取外し等の不正改造を行う自動車ユーザーが見受けられます。このような不正改造の排除に向け、次の取り組みを強化します。

[不改正運動ポスター]

1. 自動車ユーザー等への啓発活動

- ・マスメディア、ポスター及びチラシ（別紙）等により広報を実施。

2. 街頭検査の実施

- ・違法マフラー装着、車体からはみ出すタイヤの装着など悪質な不正改造車を公道から排除するため、関係機関と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

3. 違法マフラー等不正改造車排除のための情報収集

- ・管内の各運輸支局の「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」において情報収集を実施。
- ・寄せられた情報をもとに、不正改造車のユーザーに警告ハガキを送付し改修結果の報告を求める。



[タイヤはみ出しの例]



各運輸支局の「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」

青森運輸支局 017-739-1501

(ダイヤルイン「2」)

宮城運輸支局 022-235-2517

(ダイヤルイン「2」)

山形運輸支局 023-686-4711

(ダイヤルイン「2」)

岩手運輸支局 019-638-2154

(ダイヤルイン「2」)

秋田運輸支局 018-863-5811

(ダイヤルイン「2」)

福島運輸支局 024-546-0345

(ダイヤルイン「2」)



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



【問い合わせ先】

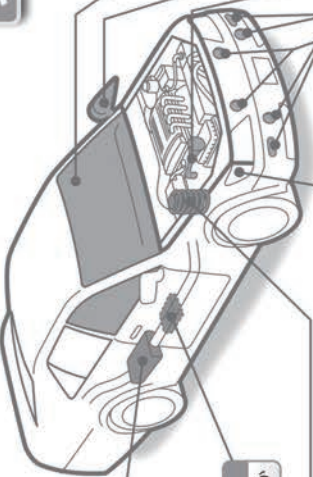
東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 渡邊、阿部
TEL 022-791-7534

⚠️ 不正改造チエック項目

乗用車

乗用車・貨物車共通

貨物車



消音器
○内燃機関を駆動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか

サスペンション
○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車輪灯
○白色であるか (方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、黄色でもよい) ※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、黄色であっても、全ての車輪灯が同一色であればよい。

後退灯
○白色であるか

制動灯
○赤色であるか

方向指示器
○黄色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器
○赤色であるか

ウイング
○側方への翼形状を有していないか
○爆発に取り付けられているか
○鋭い突起がないか
○その付近の最外側、最後端と異なるか 等



シートベルトリマインダー
○運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置 (シートベルトリマインダー) の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス
○指定以外のステッカー貼付をしていないか
○前面ガラス等に装飾物を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態で可視光線透過率が70%未満のものとは不可

バックミラー
○鋭利な突起がないか
○走行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であるか

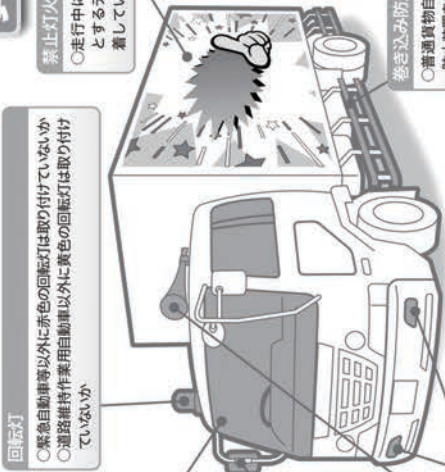
警告器
○音量や音色が常に一定であるか

前部露灯
○白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火
○赤でないか ○高減しないか
○光度300cd以下であるか

タイヤ
○回転部分と車体からはみだしていないか

直前直去確認鏡
○運転者常から障害物を確認できる鏡等を備えているか



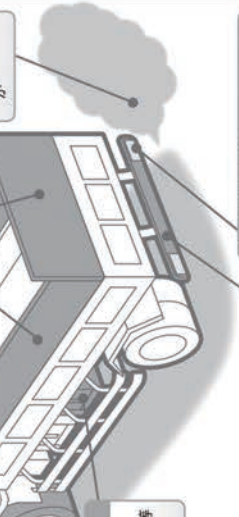
回転灯
○緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
○道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

禁止灯火
○走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

巻き込み防止装置
○普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

タンブ (土砂等運搬)
○土砂等を運搬するタンブ車の場合、さし枠の取り付けがないか
○荷台の一部を高くする等の改造がないか

ディーゼル車の原動機
○黒煙汚染度は基準内であるか

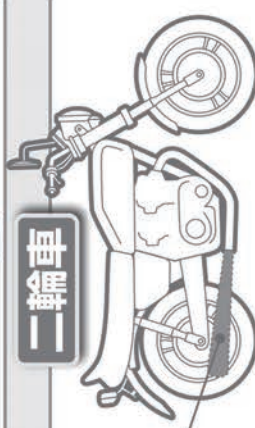


大型後部反射器
○貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

突入防止装置
○自動車の後面に突入防止装置を備えているか

二次塗装
○新規検査受検後に燃料タンクを腐蝕していないか
○容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等 (構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置 (スピードリミッター)
○規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか



消音器
○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか

⚠️ 不正改造は犯罪です!

バイクも

クルマも

交換用マフラーは

基準適合品を!



をわかって犯罪!

ダメ!ダメ! 違法マフラー

ネットで購入する際は
要注意です。



詳しくはQRコードを!

不正改造車の
使用者

整備命令の発令
▶整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

 国土交通省

マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

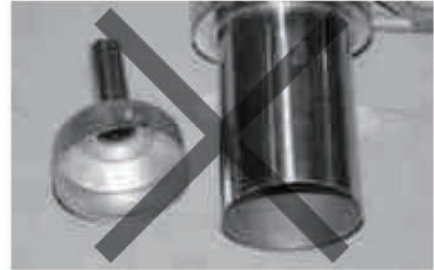
※車検がない原動機付自転車（～125cc）、軽二輪自動車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不適合例

■ マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの。

（例）マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



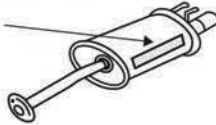
2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

① 次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）自動車製作者表示（純正マフラー）

（例）自動車メーカー商号、商標等



（ロ）装置型式指定品表示（自マーク）

（例）



（ハ）性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

（例）



（性能等確認済表示の例）

確認機関の略称のサンプル例



（ニ）協定規則適合品表示（Eマーク）

（例）



（ホ）欧州連合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）

（例）



（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。）

② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

（ロ）加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。）

- COC ペーパー（EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）
- WVTA ラベル又はプレート（EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

注意！

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令
▶ 整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

4. 自動車点検整備推進運動の強化月間

《発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年8月30日
国土交通省東北運輸局

点検整備やらないと

～忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検～

自動車は、使用期間や走行距離に応じて故障・劣化が生じることから、安全に使用いただくためには、自動車の使用者が責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。このため、東北運輸局では、関係団体等と協力し、9月・10月の2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動」強化月間として、点検・整備の必要性や重要性の啓発に努めるとともに、東北各県において関連イベントを開催しますので、お気軽にお立ち寄り下さい。

点検・整備の啓発活動

自動車の使用者には、自動車の不具合による事故防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられています。しかし、定期点検の実施状況は、乗用車で6割程度に留まっています。

各県において、自動車点検フェスティバル等の自動車整備関連イベント※を開催し、自動車の点検・整備の必要性や重要性を周知していきます。

(※別紙：東北運輸局管内におけるイベント実施計画)



点検整備推進運動ポスター

街頭点検の実施

東北管内では大型自動車等の車輪脱落事故が多く発生していることから、管内運輸支局と関係団体等が協力し、冬用タイヤへの交換が始まる時期を前に、大型車両のホイール・ナットの取付状況を確認する「街頭点検」を実施し、ドライバーに対して、車輪脱落事故防止の点検・整備を呼びかけます。



ホイール・ナットの点検風景



自動車の点検・整備のことが
詳しくわかります
www.tenken-seibi.com/



クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html



【問い合わせ先】
東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課 渡邊、阿部
TEL 022-791-7534

東北運輸局管内におけるイベント実施計画

県別	月日 時間	実施場所	イベント名	イベントの主な予定
青森	9月1日(日) 10:00~14:30	青森運輸支局構内 所在地：青森県青森市浜田豊田139-13	「自動車点検ふれあいフェスティバル2024」	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・マイカー無料点検サービス ・こども整備士体験 ・クルマ相談コーナー ・白バイ隊員との記念撮影 ・JAF子ども免許証 ・タイヤ交換レース
岩手	9月7日(土) ~ 9月8日(日) 9:30~16:00	岩手産業文化センター アピオ 所在地：岩手県滝沢市砂辺389-20	「自動車整備フェスタ2024」 ※岩手放送主催への出展	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・マイカー相談 ・衝突試験車両の映像上映 ・運転適性診断体験 ・子供免許証、キーホルダー作成等
宮城	10月5日(土) 10:00~14:00	勾当台公園市民広場 所在地：宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7	「宮城バスまつり」 ※宮城県バス協会主催への出展	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査 ・チラシ配布 ・ポスター掲示 ・マイカー相談
秋田	9月7日(土) 10:00~14:30	道の駅鹿角あんとらあ 所在地：秋田県鹿角市花輪新田町11-4	「マイカー点検フェア」 ※秋田県自動車整備振興会主催	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・無料日常点検 ・マイカー相談 ・自動車構造・装置のカット模型展示 ・トルクレンチ体験
	10月5日(土) ~ 10月6日(日)	あきたスカイドーム 所在地：秋田県秋田市雄和椿川駒坂台4-1	「あきたNEXTモーターショー2024」 ※あきたNEXTモーターショー実行委員会主催	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・マイカー相談 ・自動車構造・装置のカット模型展示
山形	10月19日(土) ~ 10月20日(日)	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 所在地：山形市平久保100番地	(予定) 「マイカー点検フェスティバル2024」 ※「やまがた環境展」への出展	<ul style="list-style-type: none"> (予定) ・マイカー相談 ・マイカー無料点検 ・劣化部品展示 ・スタンプラリー ・ペーパークラフト作成 ・こども免許証発行等
福島	10月5日(土) ~ 10月6日(日) 10:00~17:00	ビッグパレットふくしま 所在地：福島県郡山市南2丁目52	「くるまの点検フェア」 ※福島放送局主催「KFBまつり」への出展	<ul style="list-style-type: none"> ・子供免許証交付 ・キッズメカニック体験 ・カットエンジン展示 ・自動車部品展示

※実施日や時間・会場等は予告なく変更となる場合があります。

自動車点検整備推進運動

忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検



点検整備 やらないと



安全と環境保全には、点検・整備が必要です



「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシ等はこちら

※各地域の取組については、最寄りの運輸局にお問い合わせください

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



▶ 自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seibi.com



▶ クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省 ■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人 全国自家用自動車協会 全国石油商業組合連合会 一般社団法人 日本自動車部品工業会 日本自動車車体整備協同組合連合会
 一般社団法人 日本自動車工業会 公益社団法人 日本バス協会 一般社団法人 自動車検査登録情報協会 全日本自動車部品卸商協同組合 一般社団法人 日本自動車車体工業会
 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 公益社団法人 全日本トラック協会 公益財団法人 日本自動車教育振興財団 全国自動車部品整備商工協同組合会 一般社団法人 日本自動車車体工業会
 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 自動車用品小売業協会 全国自動車部品販売店連合会
 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会 一般社団法人 電池工業会 一般社団法人 日本自動車部品協会
 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 全国労働者共済生活協同組合連合会 全国ディーゼルポンプ振興会連合会 一般社団法人 日本自動車部品協会
 一般社団法人 日本自動車連盟（限不同） 全国オートバイ協同組合連合会

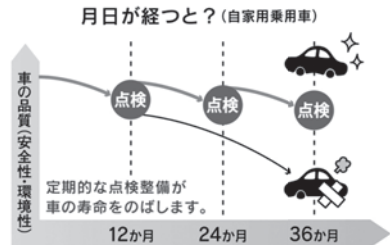
安全確保と環境保全是クルマの点検・整備から。

日常点検や定期点検はクルマのトラブルを防ぐだけでなく、地球温暖化の原因であるCO₂の削減にもつながります。特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検が欠かせません。日頃からクルマの健康管理を心がけましょう。

日常点検 日頃、自動車を使用している中で、走行距離や運行状態などから判断し、適切な時期に点検を行うことが必要です。チェックしてみましょう。

定期点検 定期点検は、安全確保・環境保護の観点から、自家用乗用車については、1年ごとに実施しなければなりません。

車検（自動車の検査）は、安全・環境面で国が定める基準に適合しているかどうかを一定の期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。したがって、使用者は日常点検整備や定期点検整備を確実に実施するとともに、使用に応じた適切な保守管理を行う必要があります。



マイカーを点検しよう! 日常点検 15 項目チェックシート

		判定 ○ or X
日常点検 #01 エンジンルーム 5項目	1 プレーキ液の量 リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(上限ラインと下限ラインの間)にあるかを点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	2 冷却水の量 リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(上限ラインと下限ラインの間)にあるかを点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	3 エンジン・オイルの量 エンジンに付いているオイル・レベルゲージを抜き取り、付着しているオイルを拭き取ってからゲージをいっぱいにし込み、再度抜き取った際にオイルの量がオイル・レベルゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	4 バッテリー液の量 バッテリー液の量が規定の範囲(上限ラインと下限ラインの間)にあるかを、車両を揺らすなどして点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5 ウインド・ウォッシャー液の量 ウインド・ウォッシャー液の量が適当かを点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
日常点検 #02 クルマの周り 4項目	6 ランプ類の点灯・点滅 エンジン・スイッチを入れ、ランプ類の点灯・点滅具合が不良でないか、レンズなどに汚れや損傷がないかを点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	7 タイヤの亀裂や損傷の有無 タイヤの亀裂や損傷の有無、タイヤに異物が付着したりかみ込んだりしていないかを入念に点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	8 タイヤの空気圧 タイヤの接地部のたわみ具合を確認して、タイヤの空気圧が規定の範囲内であるかを点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	9 タイヤの溝の深さ タイヤの溝の深さが十分であることを、接地面のスリップ・サインを目印に点検します。スリップ・サインは、タイヤ側面の三角マークのある位置の接地面に現れます。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
日常点検 #03 運転席 6項目	10 エンジンのかかり具合・異音 エンジンが速やかに始動しスムーズに回転するか、またエンジン始動時やアイドリング状態で、異音がないかを点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	11 ウインド・ウォッシャー液の噴射状態 ウインド・ウォッシャー液を噴射させ、ワイパーの作動範囲に噴射されるかを点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	12 ワイパーの拭き取り能力 ワイパーを作動させ、低速および高速の各作動が不良でないか、ウインド・ウォッシャー液がきれいに拭き取れるかを点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	13 プレーキの踏み残りしろと効き具合 プレーキ・ペダルをいっばいに踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	14 駐車ブレーキの引きしろ(踏みしろ) 駐車ブレーキをいっばいに引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	15 エンジンの低速・加速状態 エンジンを暖機させた状態でアイドリング時の回転がスムーズに続くか、また、エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っかかりがないか、スムーズに回転するかを走行するなどして点検します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※自家用乗用車の定期点検は、1年ごとに点検を行う項目が細かく決められており、整備のプロにまかせたほうが安心です。

車両火災 事故



! 事故はバス・トラックともに発生していますが、特にバスでは、乗客を巻き込む重大事故につながりかねません
 下記のような前兆が見られたら速やかに停車し、異常の有無を確認してください

車両火災のことが詳しくわかります

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-3/>



異常箇所	症状
加速	普段より加速しづらい・減速しやすい
ブレーキの効き	普段より効きづらい
振動	ハンドルが異常に振動したり、ハンドルを取られたりする
音、臭い	聞き慣れない音がする ゴムや樹脂が焼けたような臭いがする
煙	白煙や黒煙が発生している
電気機器	異常な作動を起こしたり、ヒューズが切れたりする
警告灯	警告灯が点灯する、警報ブザーが鳴る

大型自動車の点検整備・車検と事業用自動車の行政処分



行政処分基準 (令和2年3月時点)

① 日常点検の未実施

<初違反>：警告 ~ 5日 × 違反台数
 <再違反>：3日 ~ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

<初違反>：警告 ~ 10日 × 違反台数
 <再違反>：5日 ~ 20日 × 違反台数

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省
 ■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車連盟 一般社団法人 全国家用自動車協会 公益社団法人 日本VX協会
 公益社団法人 全日本トラック協会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会
 一般社団法人 自動車検査登録情報協会 公益財団法人 日本自動車教育振興財団 一般社団法人 日本損害保険協会 全国共済業協同組合連合会 全国労働者共済生活協同組合連合会
 一般社団法人 日本自動車部品工業会 全日本自動車部品卸商協同組合 全国自動車電装品整備商工組合連合会 一般社団法人 自動車用品小売業協会 一般社団法人 電池工業会
 全国ディーゼルのポンプ振興会連合会 日本自動車車体整備協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車車体工業会 全国タイヤ商工協同組合連合会 全国自動車部品販売店連合会
 一般社団法人 日本自動車部品協会 全国オートバイ協同組合連合会 (順不同)



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。 **点検・整備** **検索** www.tenken-seibi.com

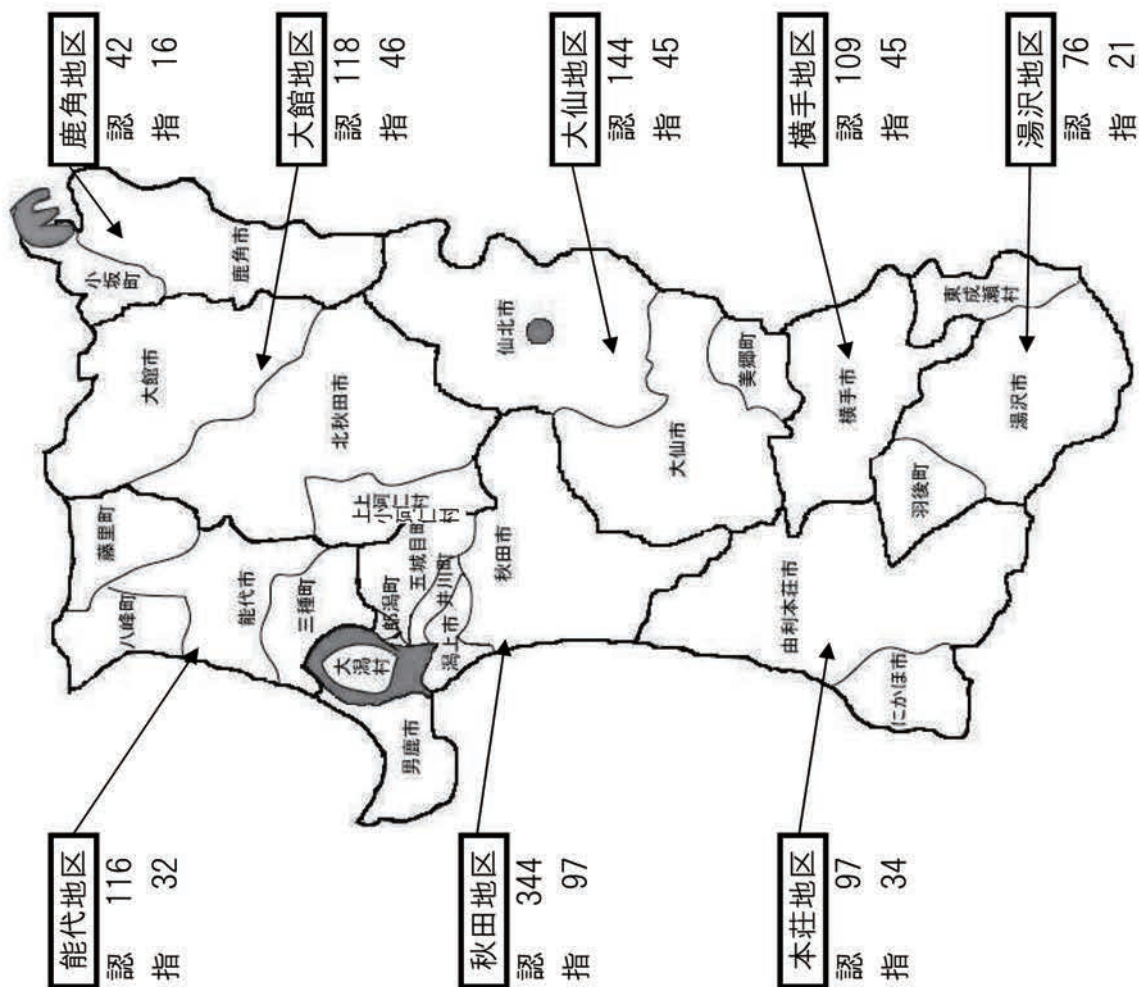
5. 地区別認証・指定工場数（令和6年3月末）

自動車の整備工場関係

(1) 地区別認証工場数、指定工場数

地区別		認証工場数	指定工場数
鹿角	鹿角市	37	15
	鹿角郡	5	1
大館	大館市	88	34
	北秋田市	28	12
	上小阿仁村	2	0
能代	能代市	81	30
	山本郡	35	2
秋田	秋田市	282	79
	南秋田郡	15	6
	潟上市	25	5
	男鹿市	22	7
本荘	由利本荘市	80	29
	にかほ市	17	5
大仙	大仙市	105	31
	仙北市	25	12
	美郷町	14	2
横手	横手市	109	45
湯沢	湯沢市	63	19
	雄勝郡	13	2
計		1,046	336

※指定工場数は認証工場の内数を示す。



6. 最近の整備事業者の行政処分の概況（参考資料）

最近の整備事業者の行政処分の概況（全国）

処分年月	処分内容	違反概要
① 令和6年4月	指定停止60日 検査員解任1名	<p>端緒：適合証の保険期間が不足していたため無効とし持ち込み検査を行わせたところ不適台箇所があったことから特別監査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険不足の車両について、有効期間満了日の勘違いから、一部の期間において自賠責保険未加入状態であるにもかかわらず適合証を交付した。また、完成検査の際、シフト表示なし、大型後部反射器が一部損傷している状態を見落とし保安基準に適合する旨の証明を行った。 ・他の車両について、速度計の検査を行っていなかったこと、大型後部反射器の損傷、タイヤの溝の深さ不足であるにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行い、さらに指定整備記録簿が記載途中の状態にもかかわらず適合証を交付したこと。 ・完成検査時のヘッドライトの光度について指定整備記録簿へ虚偽記載していた。
② 令和6年4月	指定停止40日 検査員文書警告	<p>端緒：事業者からの自主申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレーキテスターを更新した際、「kg」単位から「N」単位に変わったことを認識していなかったため、複数の車両に対し制動力の判定を「kg」単位で実施した結果、制動力の基準不適合であった5台の車両に対し、保安基準に適合する旨を証明し適合証を交付した。
③ 令和6年4月	指定停止35日 認証文書警告	<p>端緒：事業者からの自主申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月に実施したパトロール監査において、適合証の代理決裁の件数が多い旨の指摘を受けたことから、事業場管理責任者が自身のIDやパスワードを主任技術者や検査員に開示し、適合証の交付を自身になりすまし行うよう指示を行った。
④ 令和6年4月	検査員解任1人	<p>端緒：パトロール監査において駐車場を確認したところ、回転部分明らかに突出した状態の車両が停まっていたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該車両は検査員が使用者名義の車両であり、自らが自宅でタイヤ・ホイールの交換を行ったことを確認した。

⑤ 令和6年5月	指定停止15日	<p>端緒：自賠責保険が一部期間において不足している適合証の申請があり、前回処分から短期間のうちに同種法令違反が発生していることから特別監査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が持ち込んだ自賠責保険の終期の確認を誤り、一部の期間において自賠責保険が未加入であるにもかかわらず適合証を交付した。
⑥ 令和6年5月	指定停止20日 認証停止10日 検査員警告3名	<p>端緒：当該事業場に係る車両不具合や車検整備に関する情報提供が複数回あったことから特別監査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車制動力測定未実施やヘッドライト測定方法不適切などの複数の違反が確認されており、短時間車検や点検整備の台数が多く、業務多忙により適切な作業時間が取れていなかったことが原因であった。 ・特定整備に係る部分が保安基準に不適合であったこと。 ・検査の一部を実施せず、また、保安基準不適合状態で適合証に証明し交付したこと。
⑦ 令和6年5月	指定停止35日 認証停止10日	<p>端緒：事業者からの自己申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1度目の入庫時に点検整備を実施してから車両を依頼者に返却し、後日、二度目の入庫時に点検整備をすべて実施せずに検査のみを実施して適合証を交付した。
⑧ 令和6年5月	指定停止40日 認証文書警告 検査員文書警告	<p>端緒：事業者からの自主申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査の結果5台の車両に対し制動力の基準に満たない状態で適合証に証明し交付した。 ・特定整備に該当する作業を行ったにもかかわらず特定整備記録簿の作成を怠り依頼者に対し交付しなかった。
⑨ 令和6年5月	指定停止15日 認証文書警告 検査員文書警告	<p>端緒：パトロール監査の際に荷台の一部が高くなっていてダンブを発見したことから特別監査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査の結果、不正改造状態であるにもかかわらず保安基準適合証を交付した。
⑩ 令和6年5月	指定取消 認証取消 検査員解任	<p>端緒：「不正車検通報窓口」にペーパー車検の疑いがある整備工場の情報が寄せられたため警察に相談し事件として捜査が開始され、代表取締役と事業場管理責任者の2名が有印公文書偽造及び行使、電子計算機使用詐欺、道路運送車両法違反の容疑で逮捕された。</p> <p>その後、2名の保釈と押収されていた関係書類が事業場に返却されたことから特別監査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オートバイ6台とポトトレラー2台の8台に対しペーパー車検を実施。 ・一部の輸入車31台の速度計の検査を行っていなかった。 ・一部の中古車販売業者等から請け負った1054台車検について、点検整備をすべて行っていなかった。

① 令和6年5月	指定取消 認証取消	<p>端緒：事業者からの自主申告（内部監査で発覚）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18台の車両について、車検入庫時に装着されていた保安基準不適合の突入防止装置を、保安基準適合品に交換し点検・整備及び完成検査を実施し適合証を交付後、入庫時に装着していた保安基準不適合の突入防止装置に戻して納車していた。 また、同様に39台の車両について、灯火器や、警告器を不正改造状態に戻して納車した。 ・すず詰まりで入庫した8台の車両について、DPF フィルターを取り外した状態で完成検査が行われ納車した。（不正改造65台、不正改造状態で車検手続き8台）
-------------	--------------	---

最近の整備事業者の行政処分の概況（秋田）

処分年月	処分内容	違反概要
① 令和6年3月	指定警告 検査員警告	<p>端緒：自動車検査証を紛失した状態で電子保安基準適合証の交付及びOSSによる電子申請を行った事業者から、「自動車検査証がないが、OSS申請による自動車検査証の交付または再交付ができないか相談を受けたことから特別監査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車検整備で入庫した車両の自動車検査証が車検証入れごと見当たらなかったことから、使用者宅にあるだろうとの思い込みにより自社で保管してあった前回車検更新後の車検証のコピーを使用し指定整備の作業が進められ電子保安基準適合証を交付した。

7. 検査場からのお知らせ

東北検査部秋田事務所

注意事項

- ・不慣れな方は、必ず職員にお申し出ください。
- ・フルタイム4WD車はマルチコースに並んで下さい。フルタイム4WD以外（切り換え有り車両含む）の車両は兼用コースに並んでください。
- ・車台番号・エンジン型式・モーター型式は、入庫した時点で打刻位置を確認し、見やすいように清掃等を行ってから受検して下さい。また、職権打刻が必要な場合は事前に整備部門にご相談ください。
- ・ハイブリッド車の整備モードへの切り替えや、トラクションコントロールを解除した状態でないと検査ができない車両があります。受検前に変更方法を確認するとともに、実際に切り替えや解除ができることを確認してから受検して下さい。
- ・灯火等の各スイッチの場所を確認してから受検してください。
- ・検査場待機コースの傾斜している部分について、安全のため停車禁止部分をもうけました。斜線部分には停車しないようよろしくお願いします。
- ・スピードメーター検査の際、40km/hで速度が落ち着いてから、パッシングやボタン等の申告を行うようにお願いいたします。加速しながら申告し、「×」となることが非常に多くなっております。
- ・冬期間コース入場の際は、タイヤハウスへの着雪、ボンネットや屋根への積雪などは、必ず取り除いてから入場願います。コース上へ落ちた雪がブレーキテスタ部分に着雪し、制動力が検出できない場合や、各車両のホイールベースが正確に測れず検査を開始できない等の障害が発生しております。コースを閉鎖しての復旧作業が必要になるため、他の車両の受検に多大な影響を与える恐れがあります。
- ・運転席を除くシートベルトは、装着状態にしておくようにお願いします。
- ・受検の際は、荷物（交換用タイヤを含む）は積まないでください。

検査場を利用する皆様へ

追突事故が多発しています！



停車位置の調整時にブレーキペダルとアクセルペダルの踏み間違えによる追突事故が多発しております。

検査場内では
落ち着いて操作しましょう。

検査場を利用する皆様へ

ピット進入時は注意！



車両を移動させる際には、
前方の安全をしっかりと確認
下回りピットでは、開口部に注意
してください。

カットオフラインが確認できない自動車 などのロービーム計測について

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1 については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するために、令和6年8月1日から、最高光度点の位置によるロービーム計測方法を見直します。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

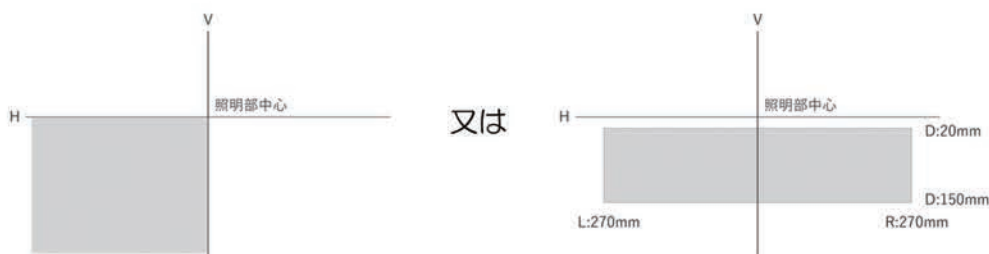
最高光度点の位置によるロービーム計測方法

1. 対象となる自動車

- ・ カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車
- ・ 指定自動車等以外の自動車 （注）指定自動車等以外の自動車は「エルボー点の位置による計測」又は「最高光度点の位置による計測」のいずれかでロービームを計測します。

2. 計測値の判定

- ・ 最高光度点の位置：次のいずれかの範囲内にあること
- ・ 最高光度点における光度：1灯につき6,400cd以上であること



※照明部中心高さ1m超えの場合は、
20mmを70mmに、150mmを200mmに読み替える。

車検時にはヘッドライトテストを用いて ロービームを計測します

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが

①夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること

②照射光線が他の交通を妨げないこと

の基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテストを用いて検査しているところです。

ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト



※裏面もご確認ください。

ロービームの光度及び向き 適切な整備・調整のお願い

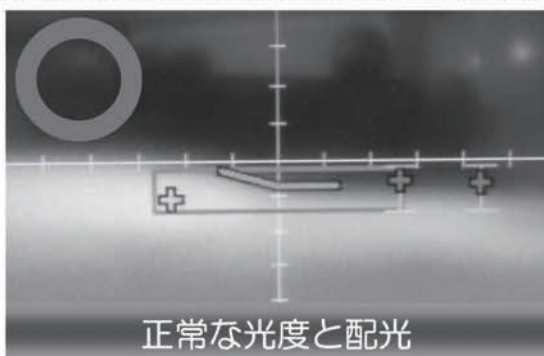
自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものも多く見受けられます。

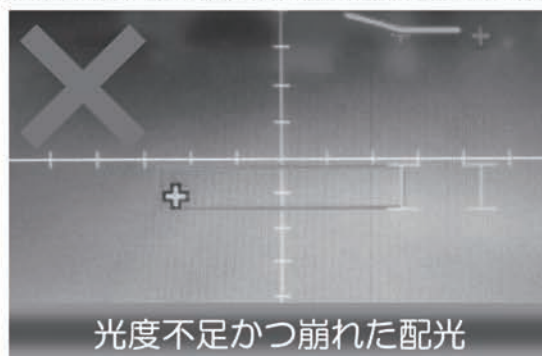
ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始!

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる!



正常な光度と配光



光度不足かつ崩れた配光

これらは適切な整備・調整が必要です!

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



光が拡散
してしまう

相性の悪いバルブに交換

8. 令和5年度不当要求発生件数（プレスリリース）

プレスリリース

令和6年7月24日（水）



令和5年度の不当要求行為は68件発生

～機構職員に対する暴力行為は3件発生～

令和5年度中に全国の事務所から報告があった、機構職員に対する暴力行為、脅迫・威圧行為、強要行為等の不当要求行為についてまとめたのでお知らせいたします。

1. 全国93カ所の事務所から報告がありました不当要求行為の総件数は68件でした。前年度より、8件減少しております。
2. 不当要求行為を行った受検者別内訳は、受検代行業者によるものが27件（39.7%）、ユーザー本人によるものが21件（30.9%）、整備事業者によるものが19件（27.9%）、その他が1件（1.5%）となっています。
3. 不当要求行為の内容別内訳は、脅迫・威圧行為が12件（17.6%）、説明強要が28件（41.2%）、合格強要が13件（19.1%）、時間外検査強要が3件（4.4%）、車両放置が2件（2.9%）、暴力行為が3件（4.4%）、その他が7件（10.3%）となっています。
4. 機構職員に対する暴力行為は依然として無くならず、令和5年度は3件の暴力行為が発生しました。暴力行為に対しては、警察に被害届出を出すなど毅然とした対応を行っており、このうち1件については、威力業務妨害により罰金刑となっています。
5. 不当要求行為に対し警察が出動した事案は17件（25%）あり、その内訳は受検代行業者によるものが6件、ユーザー本人によるものが6件、整備工場によるものが5件となっております。
6. 今後も引き続き、国土交通省や警察当局との連携を密にし、不当要求防止責任者を選任することや不当要求に係る緊急事態を想定した対応訓練を実施するとともに、防犯カメラやICレコーダによる防犯設備の活用により、組織全体で不当要求防止対策に取り組み、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施して参ります。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

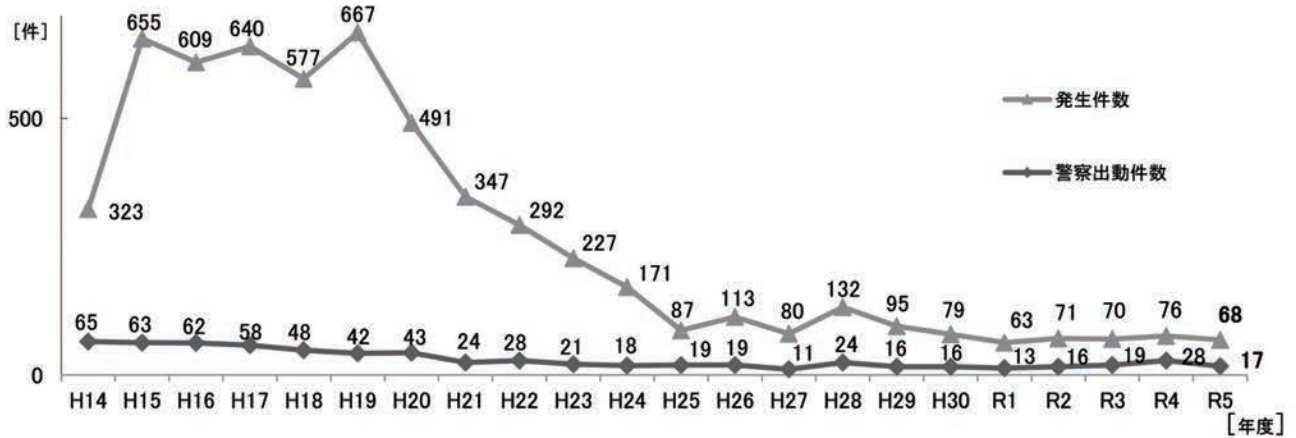
電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

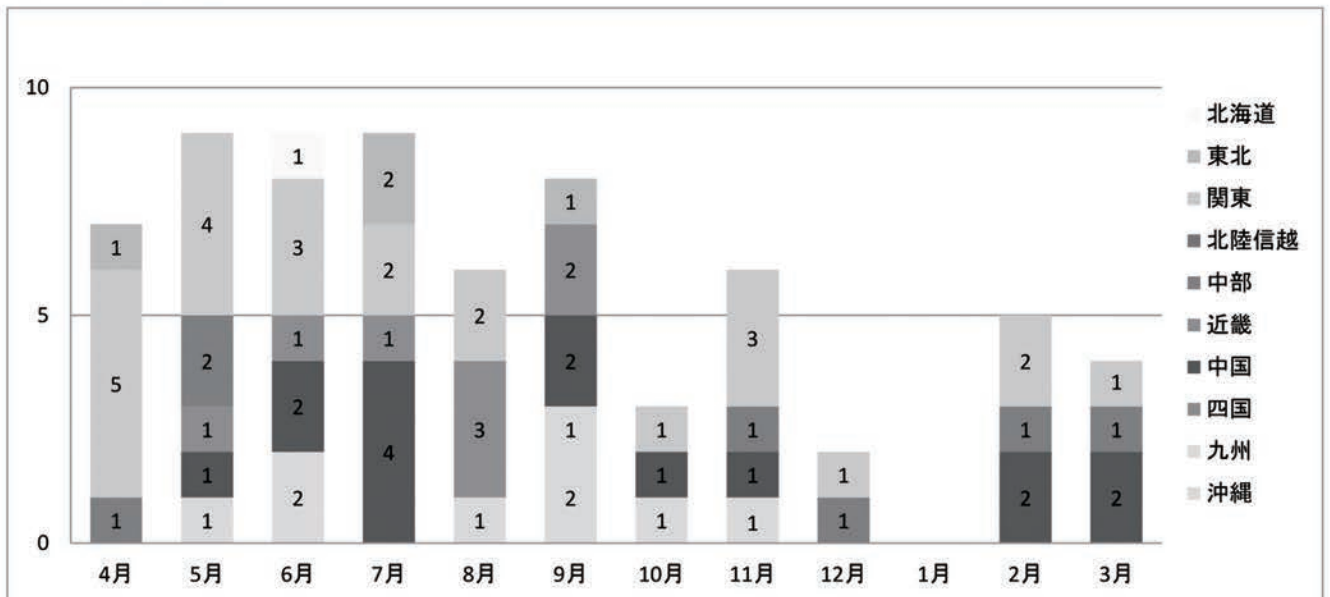
<http://www.naltec.go.jp>

自動車機構における不当要求行為の概要 平成14年度（14年7月1日から）～ 令和5年度（令和6年3月31日まで）

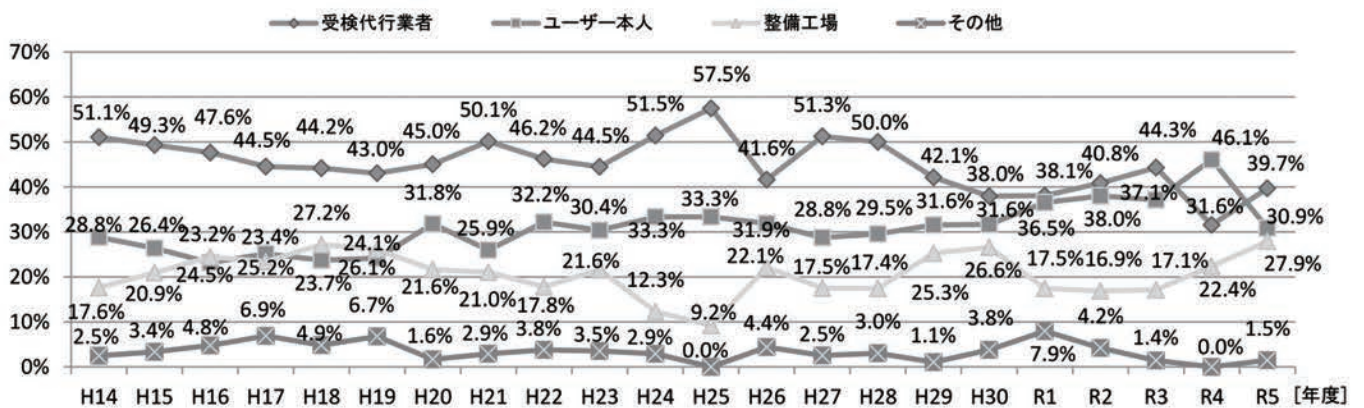
I. 不当要求行為の推移



II. 地域別の発生状況

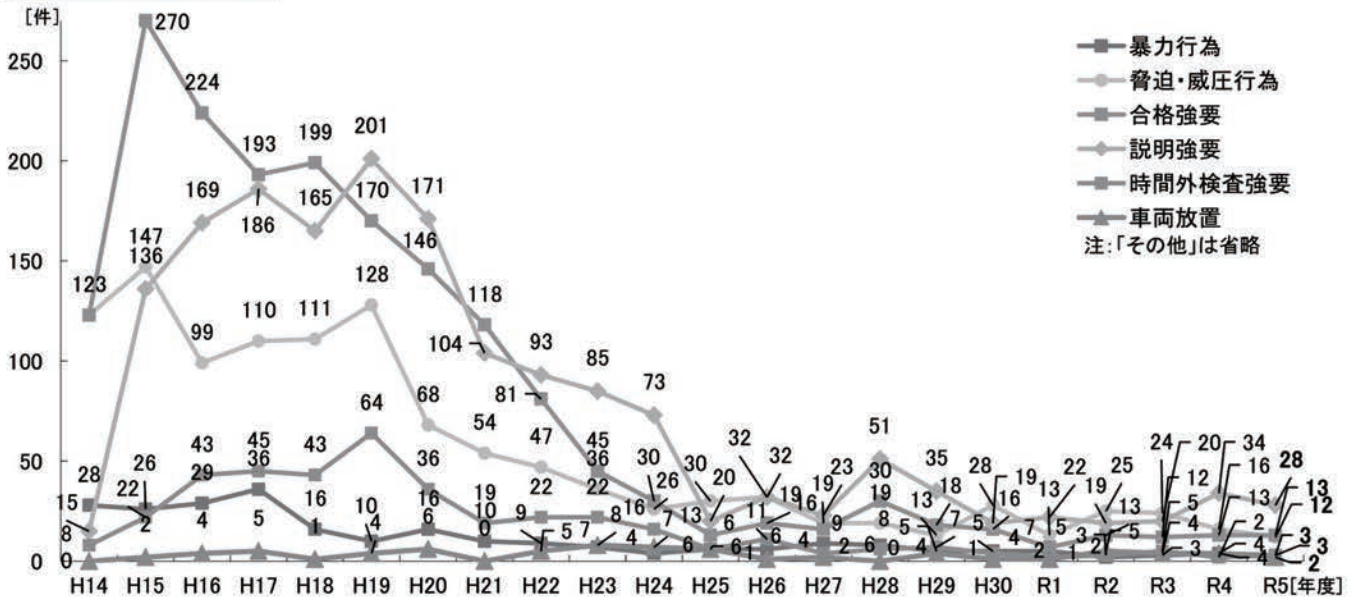


II-2. 不当要求行為の受検者別推移

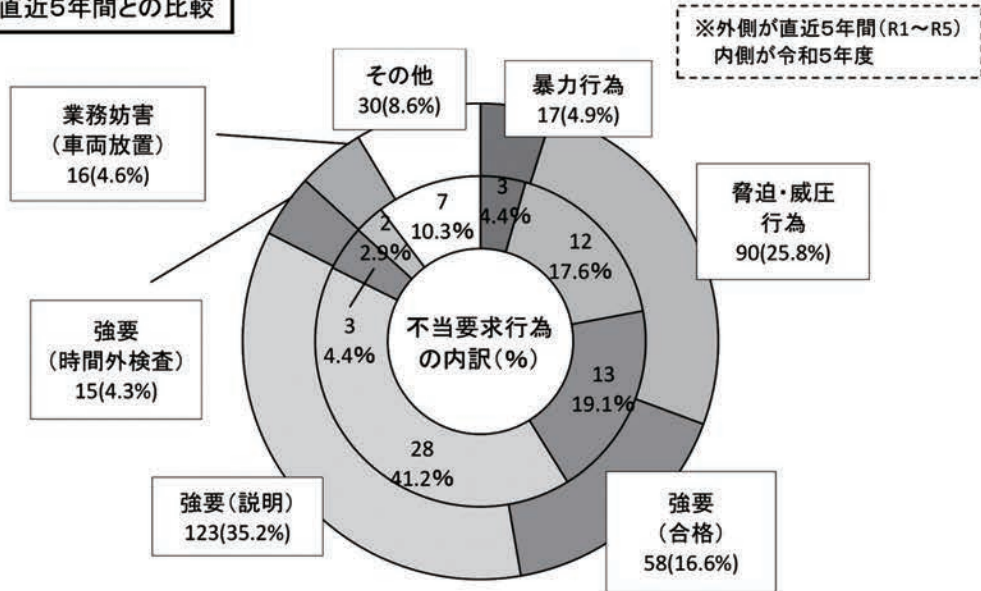


Ⅲ. 不当要求行為別の発生状況

不当要求行為別の推移

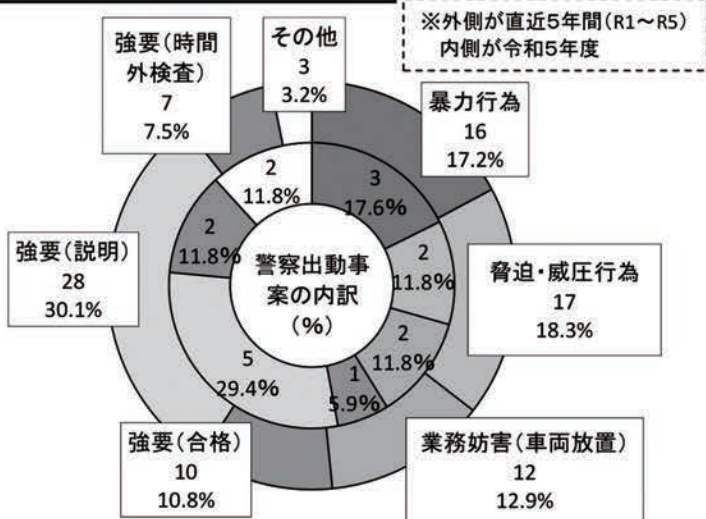


不当要求行為の直近5年間との比較

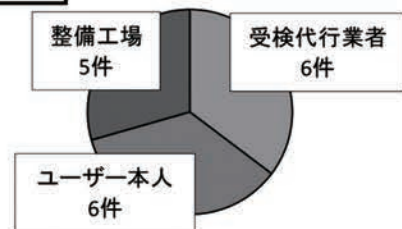


Ⅳ. 警察出動等の状況

警察出動事案の直近5年間との比較



受検者別



刑事事件の総数 ()内は平成14年度から令和5年度までの累計で令和5年度分を含む

刑事事件	1件	(67)
逮捕者	1人	(40)
起訴	1人	(36)
刑事罰	懲役	0人 (6)
	禁固	0人 (1)
	罰金	1人 (28)
	計	1人 (35)

9. はじまる、OBD 検査

『はじまる、OBD検査』

2024年10月 1日 OBD検査 開始

1. OBD検査とは（おさらい）
2. OBD検査を行うクルマ
3. 『OBD確認』とは
4. OBD検査/確認のルール
5. システム登録情報の更新
6. 災害・障害時の「特例措置」

独立行政法人 自動車技術総合機構
OBD情報・技術センター



1

1. OBD検査で行うこと

自動車メーカーが
OBD検査用サーバに情報を提出

- 車検時に、「保安基準不適合となる故障コード」(特定DTC)の有無を確認します。
- OBD検査の合否判定は、OBD検査用サーバが行います。(自動判定)



Q どんな装置を検査するのか・・・



2

2. OBD検査を行うクルマ①

- 令和3年(2021年)10月(輸入車は令和4年(2022年)10月)以降のニューモデルからが、**OBD検査対象車**です。

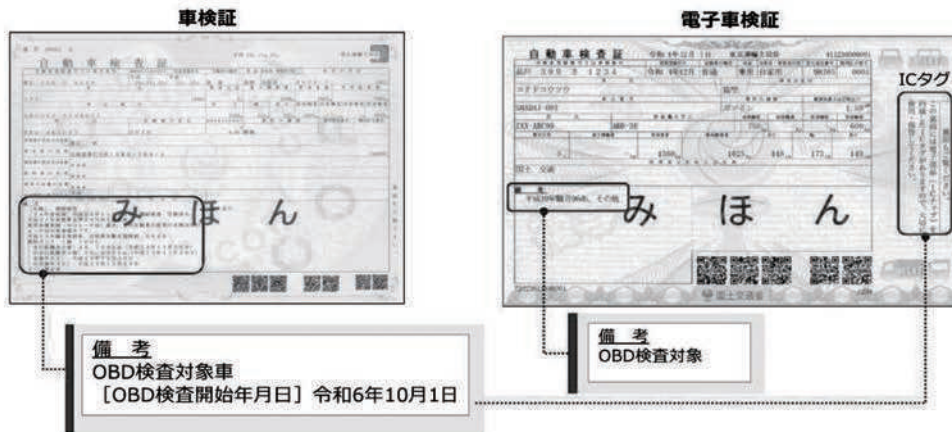
それ以外のものが途中から対象になることはありません。

※二輪車、大型特殊車、型式認証を受けていない車(試作車、並行輸入車など)は対象外

Q OBD検査対象車の見分け方は？

車検証に「OBD検査対象」と記載されています。

対象車は新車のときから記載されています。途中から記載されることはありません。



OBD検査を行うクルマ②

- OBD検査対象車でも、以下のものは検査不要です。

OBD検査適用日前

- ① 検査の日が令和6年9月30日以前(輸入車は令和7年9月30日以前)
- ② 検査の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ③ 検査の日が初度登録年月または初度検査年月の前月から起算して10ヶ月を経過していない

Q どうやって確認するのか…

特定DTC照会アプリで『検査要否確認』を行うと、サーバから検査要否が返ってきます。

Q 車検証の『OBD検査開始年月日』で判断すればよい？ 全車アプリで確認すべき？

- ・車検証の記載は、「その型式」のOBD検査開始年月日です。よって、1台ごとの条件である上記の「③」については無関係の記載です。
- ・『検査不要』の判断は車検証のみでも可能です。

- | | |
|---------------------|-------------|
| [1] 「OBD検査対象」の記載なし | ▶ 全て検査不要 |
| [2] 車検証の「開始年月日」よりも前 | ▶ 全て検査不要 |
| [3] 車検証の「開始年月日」よりも後 | ▶ アプリで確認をする |

ほとんどの場合、「検査要」となります。

⇒ [3]で「検査不要」となる例
・初度登録から10ヶ月以内の車検(中古新規や前倒し車検)

3. 『OBD確認』とは

合否判定は、OBD検査と同様にOBD検査用サーバが行います。

- 「OBD確認」は、OBD検査の合否を事前確認する機能です。
- 「検査不要」と判定されるクルマに対しても実施できます。
- 認証工場が事前に「OBD確認」を行うと、**持込検査時のOBD検査が原則省略**されます。

「OBD検査」モードの場合、[実行]ボタンが押せません。

Q 「OBD検査」モードと「OBD確認」モード、結果は全く同じ？

5日間有効

- ・システムで判定する方法に**違いはありません**。「検査要」であるクルマに対する実施結果は全く同じです。
- ・ただし、「検査不要」であるクルマに対して実施する場合は制約※があり、実際の検査で行われる判定の方法とは一部異なります。



※11ページ参照

Q 持込検査前に「OBD確認」を実施した認証工場は、どうやってそれを示す？

- ・実施した結果がOBD検査用サーバに保存されており、持込検査開始時に検査場のシステムが**自動的にそのデータを確認**します。
- ・実施結果を印刷して持参する等の必要はありません。

やってくればOK!



Q 『原則省略』の、原則に当てはまらない(省略されない)場合とは？

- ・不正等が疑われる場合、またはそれ以外でも一定の率で**抜き取り検査**を実施します。

(参考)

『OBD検査』、『OBD確認』、『OBD点検』、違いは？

OBD点検		OBD検査	OBD確認
定期点検整備	制度	検査(車検)	任意 (実施義務はなし)
令和3年10月1日	開始時期	令和6年10月1日 (輸入車は令和7年10月1日)	OBD検査が必要な自動車に対し、次の目的で実施 ✓ 完成検査時以外での適否の確認 ✓ 持込検査での省略
OBDを搭載する全ての自動車 (年式にかかわらず)	対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 (輸入車は令和4年10月1日以降の新型車)	
12カ月ごと	実施時期	車検時 指定: 完成検査時 持込: 持込検査時	
スキャンツールを接続し、整備が必要な故障コードがあれば整備	方法	機構サーバに接続して合否判定 (自動判定)	
認定は不要	スキャンツール	認定を受けた「検査用スキャンツール」	

※ わかりやすいように説明を簡略化。正確には法令を参照のこと

指定整備におけるOBD検査・OBD確認の実施の例

- 1 入庫・受付 【フロント係】
- 2 受入点検・作業指示 【自動車検査員、整備主任者等】 OBD確認
(任意)
- 3 整備作業 【整備係】
- 4 中間点検 【整備主任者】 OBD確認
(任意)
- 5 完成検査 【自動車検査員】 OBD検査
(必須)
- 6 保安基準適合証への証明 【自動車検査員】
- 7 関係書類の確認、適合証の交付 【事業場管理責任者】



7

『OBD確認』できる？できない？【制度編】

☑ 原則、認証工場・指定工場のみが実施できます。

☑ 「検査員」または「工員」が実施できます。

☑ 「自工場にて点検整備を行う(行った)クルマ」
に対してのみ実施できます。

☑ 「事業場の敷地内」のみで実施できます。

☑ OBD確認後、検査コースへの持込までの間に
「OBD検査の可否に影響を及ぼす整備または改造」
を行ってはいけません。
行った場合、持込までの間にもう一度OBD確認を実施します。



OBD検査システムに
登録している利用者

敷地内であれば、
現車作業場でなくても可

📖 通達

「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)

8

『OBD確認』できる?できない?【システム編】

- 『検査不要』と判定されるクルマにOBD検査はできません。
(「OBD検査」モードでは[実行]ボタンが押せません。)

型式指定から2年未満、初度登録から10ヶ月未満



- 『検査不要』と判定されるクルマにOBD確認を実施する場合、以下の制約があります。

※システムで検査に必要な情報の準備が完了したものは制約はありません。

⚠️ できないクルマがあります

⚠️ 全ての項目のチェックはできません

- ①OBD II の規格情報に基づく排ガス装置との通信のみを行い、安全系装置との通信は行われません。
- ②WLTP-OBD規制車、J-OBD II 規制車またはディーゼル重量車J-OBD II 規制車以外であって、OBD II 規格が採用されていない車両の場合は「通信不成立」となる、または一部の通信ができない(例えばレディネスコードが取得できない)可能性があります。
- ③車両総重量3.5t以下のディーゼル車、EV車などの一部の車両については、[実行]ボタンが押せません。

(参考)

- <J-OBD II 規制車、WLTP-OBD規制車> ⇒ 車両総重量3.5t以下のガソリン車・LPG車
- <ディーゼル重量車J-OBD II 規制車> ⇒ 車両総重量3.5t超のディーゼル車

9

OBD検査/確認の実施手順

※自動車技術総合機構「審査事務規程」に規定されています。

● OBD検査は、原動機始動 (HV、EVは READY) で ●



原動機停止・電源オフ



検査用スキャンツール接続



原動機始動 (HV、EVは READY)



検査 [実行]

Q イグニッションオンでは検査できない? システムでエラーにならない?

・多くの場合はイグニッションオンだけの状態でも判定がされますが、原動機始動(READY)状態ではじめて検出されるコードもあるため正確な検査になりません。規定どおりの方法で実施してください。

・クルマの状態(オフ、イグニッションオン、原動機始動(READY)の別)をシステムで検知することはできませんので、エラーとはなりません。検査実施者にて注意していただく必要があります。

10

4. OBD検査/確認のルール①

■ 実施場所

- 「事業場の敷地内」において実施しなければなりません。

敷地内であれば、
完成検査場や現車作業場でなくても可

■ 検査用スキャンツール

- 認定された検査用スキャンツールを使用しなければなりません。

■ ID・パスワードの不正使用または幫助の禁止

- 他者のIDを使用してOBD検査/確認をしてはいけません。(なりすましの禁止)
- IDを事業場以外の者へ貸し渡し、使用させてはいけません。
(ID等の不正使用の幫助の禁止)

OBD検査用サーバには、検査結果の他、
いつ、どのID(名前)で行ったか
全て記録が残ります。

■ 実施する車両

- 自らの事業場において点検整備を行う(行った)車両にのみ実施できます。

📖 通達

- ・「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)
- ・「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」(令和6年3月28日付け国自整第267号)

11

OBD検査/確認のルール②

■ OBD確認後、検査コースへの持込検査までの間の改造等の禁止

- OBD確認後、検査コースへの持込までの間に
「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備または改造」を行ってはいけません。
行った場合、持込までの間にもう一度OBD確認を実施します。

■ 「替え玉」の禁止

- 車両情報を入力した車両と別の車両のOBD検査/確認データを送信してはいけません。

ログインは、
検査員が検査員のIDで

■ OBD検査で補助者が行える作業範囲

- VCIの取り付け、アプリへの車両情報の入力は、補助者が行ってもよいです。
- ただし、同一性の確認、入力内容の真正性については、
検査員が責任をもって確認しなければいけません。

📖 通達

- 「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)

12

OBD検査における検査合理化の適用判断について

「OBD検査の合否に影響を及ぼす」可能性のある作業

※DTCの入力条件等は車両により異なり、詳細な作業までを全て示すことは困難なためご了承ください
(将来の車両開発まで加味した内容では無く、現時点の考え方を整理したものになります)

＜ご参考：実作業でのケーススタディ（一例）＞

作業例	エンジンオイル交換	タイヤ&ホイール脱着	バンパー脱着
関係部品イメージ			
①対象装置の構成部品の脱着、もしくは取付位置が変更する作業	【該当なし】 ・上図の場合、交換するために対象装置の脱着の必要がない	【該当なし】 ・上図の場合、脱着するために対象装置の脱着の必要がない	【該当あり】 ・上図の場合、交換するために対象装置の脱着も必要（バンパーに該当装置あり）
②ECUに記憶される学習値等が消去される作業	【該当なし】 ・ECUへの学習等の作業なし	【該当なし】 ・ECUへの学習等の作業なし	【該当の可能性あり】 ・運転支援、自動運転システムのセンサ等の脱着時にエーミング等が必要な場合は該当
③スキャンツール等によるALLタイヤ消去する作業	【該当なし】 ・タイヤコード等を消去する作業なし	【該当なし】 ・タイヤコード等を消去する作業なし	【該当なし】 ・タイヤコード等を消去する作業なし
合理化可否	合理化 可	合理化 可	(上図の場合は) 合理化 不可

13

指定整備記録簿Q&A

Q1 新様式の指定整備記録簿は、いつ、何を行う車両から使用すればよいですか？

A1 10月以降に指定整備記録簿の記載をするものから、新様式の指定整備記録簿を使用してください。

Q2 点検整備を9月に開始し、完成検査を10月に行う場合、どちらの様式の指定整備記録簿を使用すればよいですか？

A2 9月以前に指定整備記録簿の記載をする場合、旧様式の指定整備記録簿を使用してください。
この場合、10月以降に完成検査をする際には不足している項目について追記して使用してください。

Q3 9月以前に新様式を使用することは認められますか？

A3 原則、9月以前は旧様式の指定整備記録簿を使用していただくこととなります。

Q4 10月以降に、OBD検査の必要がない車両に、旧様式を使用することは認められますか？

A4 10月以降は新様式の指定整備記録簿を使用してください。

Q5 余っている旧様式の指定整備記録簿を、記載項目を新様式のものに書きかえて使用することは認められますか？

A5 原則、10月以降は新様式の指定整備記録簿を使用していただくこととなります。
なお、旧様式を使用して不足している項目を追記していただいても問題ありません。

『OBD検査結果』欄

項目	検査結果	単位	備考
左	前照ランプ	照度・テスト	デシベル
	速度計の誤差	km/h	照度・テスト
右	OBD検査結果	C O	
	タイヤの振れ	mm	4mm以内、特殊
100	サイドスリップ	mm	照度・テスト
100	イン・アウト	mm	

14

5. システム登録情報の更新【通常の変更編】

事業場の情報 に変更があったら OBD検査システムの登録情報変更 をお忘れなく !!

事業場名称の変更



事業場所在地の変更



検査員の選任・解任 工員の変更



15

システム登録情報の更新【新規、番号変更編】

※システム上の指定番号
が変わらないもの除く。

新規システム登録

認証⇒指定

指定廃止新規

- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能(情報更新)となるまでに通常1～2週間かかります。



運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、
あらかじめOBD検査システムへの申請を行っておいてください。



- ✓ 申請時に入力求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。
管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)
- ✓ 申請時に添付求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。
運輸局への申請書(届出書)
- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の決裁後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。

15

システム登録情報の更新【指定廃止新規、認証譲渡編】

指定廃止新規

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 指定番号、事業場名等の変更を申請してください。

引き継ぐことで、過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法

※システム上の指定番号
が変わらない場合、事業場名のみ変更
(何も変わらなければ対応不要です。)

OCRに記入する数字と同じです。

- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。



- ・過去の検査結果等の情報は参照不可
- ・新たな事業場IDで、検査員/工員の登録を含む、一連の初期設定が必要
- ・初期設定が完了するまでの間、OBD検査ができない時間帯が発生

認証譲渡

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 事業場名等の変更を申請してください。
- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。

引き継ぐことで、過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法

17

6. 災害・障害時の「特例措置」①

- OBD検査用サーバーの障害や通信障害等、整備事業者の責任以外でOBD検査が実施できない場合、特例措置(テルテール確認による合否判定に切り替える)を実施する。

対象

機構のOBD検査用サーバーの障害

通信障害・電力障害

OBD検査用サーバーのアップデートなど
整備工場の責でない機構が認めた場合

対象外

自社の保有する機器の障害

『OBD確認』

検査用スキャンツール または
自動車のOBDの不具合

特例措置の内容

機器による検査に代え、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断

Q 特例措置で検査を実施しお客様に返却したクルマは、後日再度入庫いただきスキャンツールでやり直さなければならない？

- ・法令・通達上、その必要はありません。
- ・自主的にその確認を行っていただくこと自体に問題はありません。

通達

「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号)

18

災害・障害時の「特例措置」②

サーバー障害

緊急時はココでお知らせします →



対応の流れ

起動できない

OBID検査ポータルを確認

特例措置により検査実施

- ・サーバー障害の場合は自動車技術総合機構が障害を認定
- ・障害認定日時より、復旧日の24:00まで、特例措置適用

通信・電力障害

対応の流れ

起動できない

OBID検査ポータルを確認

通信会社/電力会社に確認

特例措置により検査実施

- ・整備工場の判断で特例措置適用可
- ・障害発生の実事が確認できる記録を2年間保存
- ・障害発生日の24:00まで、特例措置適用

- ・通信会社/電力会社のHPの写し
- ・問い合わせ履歴 等

災害・障害時の「特例措置」③

記録方法

□ 指定整備記録簿に次のことを記載。

- ・『OBID検査結果』欄の「良」に○印を記載
- ・『走行テスト等の方法と結果』欄にテール点灯状況（点灯又は点滅していないこと）の確認結果を記載

□ テールの点灯状況について写真又は動画で記録。

この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を当該写真又は動画内にあわせて記録しておく。

【記載例】：『走行テスト等の方法と結果』欄

OBID検査特例適用
確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分
テール点灯・点滅なし

『OBID検査結果』欄

『走行テスト等の方法と結果』欄

軸後	左	N	軸重	Nkg	左右差	N	軸	左・右
後	右	N	軸重	Nkg	左右差	N	主	× 100
軸	左	N	軸重	Nkg	左右差	N	副	× 100
計	右	N	軸重	Nkg	左右差	N	度	× 100
手動	左	N	車両重量	Nkg	左右差	N		
	右	N	車両重量	Nkg	左右差	N		
走行テスト等の方法と結果	OBID検査特例適用 確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分 テール点灯・点滅なし							

災害・障害時の「特例措置」④

アップデートエラー時の特例

- 利用者端末の環境により特定DTC照会アプリのアップデート失敗によりOBD検査が実施できない場合についても、特例措置の対象に該当する。
- 事象が発生した事業場からOBD検査コールセンターに連絡していただき、コールセンターにより次のとおり対応。
 - ▶ 特例措置が可能であることを説明する
 - ▶ 連絡者から特例措置で検査をする意思が確認されたら「特例番号」を付与する
- 受領した特例番号により、特例措置にて検査を実施し、**特例番号を指定整備記録簿に記録。**

付与状況（事業場名）を
機構から国土交通省に報告

車種	N	N3a	N3b	主×1
左	N	N3a	N3b	
右	N	N3a	N3b	
手動	N	N3a	N3b	光
走行テスト等の方法と結果	OBD検査特例措置 確認日：令和6年●月●日 ○時○分 フルサークル点検・点検なし 特例番号：UD12-241234-123			

特例番号受領の考え方

解消しない場合に限らない

- ・解消するかしないかわからない段階で受領できる。
- ・受領後、解消したかどうかの連絡をする必要はない。

受領の要否は事業者の意思による

- ・事業場が、解消前にOBD検査を実施する可能性がある等、**受領の意思があれば**、コールセンターは付与する。
- ・受領後に、実際に特例番号によりOBD検査を実施するかどうかも、事業場が判断する。
- ・結果、事業者が受領した特例番号を使用しなくても、コールセンターへの連絡は不要。

『OBD確認』は対象外

- ・対象とするのは法令で実施が必須である『OBD検査』のみ。
- ・つまり、付与の対象は指定工場のみ、認証工場は対象外。

有効期間は当日中

- ・特例番号でOBD検査を実施できるのは受領した当日限り。（当日中は、1つの特例番号で複数台の実施が可。）
- ・翌日以降も同じ状況が続く場合、再度受領する。

検査後に受領することも可

- ・事業者は、コールセンター対応時間外にこの状況になった場合、先に検査を実施し、翌日に受領することも認められる。

通達

「特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について」(令和6年7月30日付け国自整第98号) 21

OBD検査に関するご質問



■ OBD検査ポータル

OBD ポータル



<https://www.obd.naltec.go.jp/>



■ 国土交通省『OBD検査について』

国土交通省 OBD



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD.html



■ OBD検査コールセンター

0570-022-574

9:00 ~ 17:00 (12月29日から1月3日を除き、年中無休)



22

10. 令和6年度スキャンツール補助事業

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年6月21日
物流・自動車局
自動車整備課

令和6年度スキャンツール補助事業を開始します！

～自動車の電子装置の故障探求をサポートする整備機器の導入等を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、自動車の事故防止を推進するため、自動車整備事業者に対してスキャンツールの導入等を支援します。

1. 申請期間

令和6年7月30日（火）10:00～令和7年1月31日（金）17:00（先着順^{※1}）

※1 予算がなくなり次第終了。

2. 補助対象事業者

自動車整備事業者^{※2}

※2 電子制御装置の認証を受けていない事業者にあつては、今後認証を申請予定である者に限る。

3. 補助概要

（1）一定の要件を満たすスキャンツール（構成部品であるPC等を含む）を購入する経費の一部を補助
（補助率：1/3、1事業場あたりの補助上限額：15万円）

（2）スキャンツール活用のための研修の受講費の一部を補助
（補助率：1/3、1事業場あたりの補助上限額：1万円）

注）令和6年4月1日以降にスキャンツール等を購入又は研修を受講した費用が補助対象になります。

4. 申請方法及び問い合わせ先

補助対象機器・研修、公募要領、申請様式など補助事業に関する詳細につきましては、補助事業の事務を行う「TOPPAN 株式会社」のホームページをご覧くださいとともに、ご不明な点等あれば、同社のコールセンターへご相談ください。

TOPPAN 株式会社（補助事務執行団体）

ホームページ：https://hogo-zoushin.jp/

コールセンター：03-4330-3791（9時～18時（平日のみ））

注）書類の記載方法など申請に関することは、こちらにお問い合わせ下さい。

5. その他

予算に達し公募を終了する場合、上記ホームページにてお知らせ致します。

【問い合わせ先】（注：申請に関するお問い合わせは、上記のコールセンターをご利用下さい。）

物流・自動車局 自動車整備課 東海、佐竹、馬場

TEL：03-5253-8111（代表）（内線42-415）、03-5253-8599（直通）

11. 来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年6月25日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」※に受検いただいておりますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

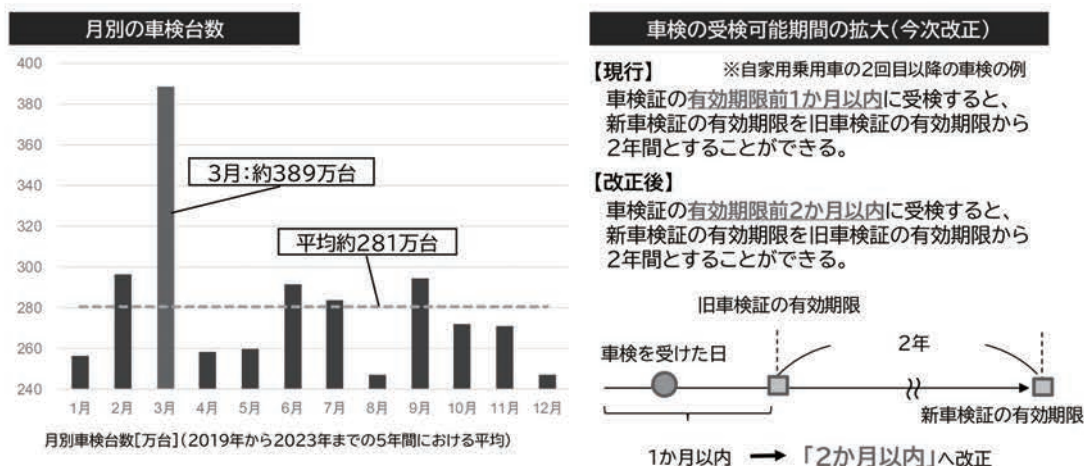
※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。(いずれも令和7年4月1日施行)

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



【問合せ先】

物流・自動車局

自動車整備課 本田 (内線 42413) (直通) 03-5253-8599 【車検関係 (全般)】
保障制度参事官室 上地 (内線 41443) (直通) 03-5253-8582 【自賠責保険関係】

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則 の一部を改正する省令について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）第 44 条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定めているところである。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、当該期間中における自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が継続検査を円滑に受検することに支障が生じることが懸念される状況にある。

そのため、今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号。以下「自賠法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 継続検査の受検可能期間の拡大（車両法施行規則第 44 条関係）

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、「二月前」）と規定しているところ、これを全国一律に「二月前」とする。

(2) 自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 11 条第 4 号に規定する「国土交通省令で定める期間」の拡大（自賠法施行規則第 7 条関係）

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険期間（共済期間）の末日がその申込みの日から起算して、これから検査を受け、記録されることとなる自動車検査証の有効期間に「一月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車について継続検査を受ける場合にあっては、「二月」）を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、継続検査を受けるものにはこれを全国一律に「二月」とする。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 6 年 6 月 25 日

施 行：令和 7 年 4 月 1 日

12.申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載について

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。

また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■ 継続検査申請書 専用3号様式

① 業務種別 ② 手数料 ③ 有効期間 ④ 出張 ⑤ 処理 ⑥ 例外 ⑦ 制限解除 ⑧ NOK-PM ⑨ 証明書指示

⑩ 自動車登録番号 ⑪ 適合番号 (記入例) AB3-1234567

⑫ 整備工場コード

⑬ 運行経路表示欄

運輸支局長 認

対象手続き
① 新規検査(中古)
② 予備検査(中古)
③ 継続検査

運輸支局コード 認証番号

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。

また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■ 新規検査 変更登録 更正登録 予備検査 自動車予備検査証記入 所有者変更記録 申請書 第1号様式

① 手数料 ② 補助シート ③ 番号指示 ④ 検査種別 ⑤ 有効期間 ⑥ 出張

⑦ 適合番号

⑧ 整備工場コード

⑨ 車体の塗色

⑩ 自動車型式指定・類別区分番号 ⑪ 製作年月日 ⑫ 運行経路表示欄

⑬ 整備工場コード

⑭ 定期点検 ⑮ 受検形態 ⑯ 検査名等コード

対象手続き
① 新規検査(中古)
② 予備検査(中古)
③ 継続検査

運輸支局コード 認証番号

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

重量税照会サービスについて

登録車はこちら

参考URL <https://www.nextmvt.t.mlit.go.jp/nextmvt-web/>

国土交通省
次回自動車重量税照会サービス

初めての方 よくあるご質問 利用規約 プライバシーポリシー お問い合わせ先

> ホーム

次回自動車重量税照会サービス

次回以降（継続検査等）を受ける際の自動車重量税の総額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■お知らせ
【重要】 2018/07/27 8月11日（土）メンテナンス作業のお知らせ
2018/04/02 次回自動車重量税照会サービス開始について
お知らせ一覧へ >

■次回自動車重量税照会
次回自動車重量税照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）
照会画面へ

Copyright © 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

軽自動車はこちら

参考URL <https://www.kei-nextmvt.jp/kei-nextmvt-web/>

国土交通省
次回自動車重量税照会サービス

初めての方 よくあるご質問 利用規約 プライバシーポリシー お問い合わせ先

> ホーム

次回自動車重量税照会サービス

次回以降（継続検査等）を受ける際の自動車重量税の総額が照会できるサービスです。
「車台番号」・「検査予定日」を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■お知らせ
【重要】 2020/04/20 5月9日（土）、10日（日）メンテナンス作業のお知らせ
2020/02/03 次回自動車重量税照会サービス開始について
お知らせ一覧へ >

■次回自動車重量税照会
次回自動車重量税照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）
登録車及び軽二輪車の「次回自動車重量税照会サービス」はこちら
<https://www.nextmvt.mlit.go.jp>

照会画面へ

13年、18年経過の早見表

初度登録(検査)		13年経過車となる日	初度登録(検査)		18年経過車となる日
年	月		年	月	
H21	9	R4.8.1	H16	9	R4.8.1
	10	R4.9.1		10	R4.9.1
	11	R4.10.1		11	R4.10.1
	12	R4.11.1		12	R4.11.1
	不明	R4.12.1		不明	R4.12.1
	1	R4.12.1		1	R4.12.1
	2	R5.1.1		2	R5.1.1
	3	R5.2.1		3	R5.2.1
	4	R5.3.1		4	R5.3.1
	5	R5.4.1		5	R5.4.1
	6	R5.5.1		6	R5.5.1
	7	R5.6.1		7	R5.6.1
H22	8	R5.7.1	H17	8	R5.7.1
	9	R5.8.1		9	R5.8.1
	10	R5.9.1		10	R5.9.1
	11	R5.10.1		11	R5.10.1
	12	R5.11.1		12	R5.11.1
	不明	R5.12.1		不明	R5.12.1
	1	R5.12.1		1	R5.12.1
	2	R6.1.1		2	R6.1.1
	3	R6.2.1		3	R6.2.1
	4	R6.3.1		4	R6.3.1
	5	R6.4.1		5	R6.4.1
	6	R6.5.1		6	R6.5.1
H23	7	R6.6.1	H18	7	R6.6.1
	8	R6.7.1		8	R6.7.1
	9	R6.8.1		9	R6.8.1
	10	R6.9.1		10	R6.9.1
	11	R6.10.1		11	R6.10.1
	12	R6.11.1		12	R6.11.1
	不明	R6.12.1		不明	R6.12.1
	1	R6.12.1		1	R6.12.1
	2	R6.1.1		2	R6.1.1
	3	R6.2.1		3	R6.2.1
	4	R6.3.1		4	R6.3.1
	5	R6.4.1		5	R6.4.1
6	R6.5.1	6	R6.5.1		

14. 土砂等を運搬する大型自動車の番号表示について

○ 土砂等を運搬する大型自動車を使用する者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則」第六条により、表示番号は以下のように表示しなければなりません。

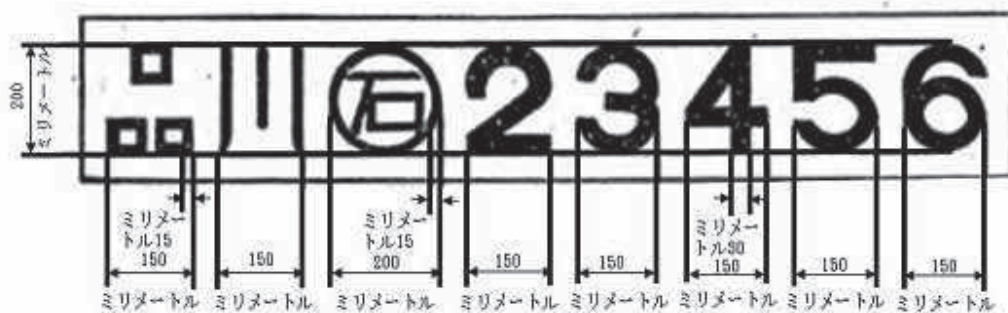
(表示番号の表示)

第六条

表示番号は、次に掲げる文字及び記号をその順序により組み合わせて定めるものとし、別表第一の例により、荷台の両側面及び後面に表示しなければならない。

- 一 大型自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局（使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合には、当該自動車検査登録事務所）を表示する文字（別表第二）
- 二 経営する事業の種類を表示する文字及び記号（別表第三）
- 三 五けた以下のアラビア数字

別表第一



備考 表示方法は、ペンキ等により左横書きとし、文字、記号及び数字は黒色とし、地を白色とすること。

15. 特定整備記録簿の記載例

特定整備記録簿の記載方法について

- ・ 電子制御装置整備を外注した場合や離れた作業場で特定整備を実施した場合の特定整備記録簿の記載例を示します。
- ・ 特定整備記録簿の作成責任については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキストをご確認ください。

【以下、記載例を示します。】

- ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエアミーティング作業を自ら行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

依頼者(使用者)の氏名又は名称 住所 自動車登録番号又は車両番号又は集合番号		交換 <input checked="" type="checkbox"/> 調整 <input checked="" type="checkbox"/> A 清掃 <input checked="" type="checkbox"/> C 省燃 <input checked="" type="checkbox"/> P 点検 <input checked="" type="checkbox"/> 修理 <input checked="" type="checkbox"/> 油付 <input checked="" type="checkbox"/> T 給油体 <input checked="" type="checkbox"/> L 排出 <input checked="" type="checkbox"/> /
エンジン・ルーム点検		■エンジン・ルーム点検 ■冷却装置 ファン・ベルトの緩み、溝傷 冷却水の濁れ ■室内点検 プレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板との ずれ プレーキの向き具合 ■点火装置 ☆火花プラグの状態 (点火プラグがリフトアップの場合は点火プラグの点検) 点火時期 ☆点火プラグの状態 (点火プラグがリフトアップの場合は点火プラグの状態) ☆スパークプラグの状態 (点火プラグがリフトアップの場合は点火プラグの状態)
エンジン・ルーム点検 (続)		■エンジン・ルーム点検 (続) ■ターミナル部の緩み、腐食 ■エンジン ■オイル ■オイルの濁れ ■トランスミッション、トランスファ ☆オイルの濁れ ■エンジン・オイル 濁れ
定廻り点検		■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの角質、溝傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状磨耗 ☆スベア・タイヤの空気圧 ☆ナット、ボルトの緩み ■ブレーキのマスタ・リンダ、ホイール・リンダ、ダイヤル、キャリパ マスタ・リンダの液漏れ ホイール・リンダの液漏れ ブレーキ・キャリパの液漏れ フロント・キャリパ スロット ■ドラム・ブレーキ ☆ドラムとライニングとのすり ☆ブレーキ・シューの磨耗 部分、ライニングの磨耗 ☆ブレーキ・シューの磨耗 ☆ブレーキ・シューの磨耗 ☆ブレーキ・シューの磨耗
車載式故障診断装置点検		■ステアリング装置 ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み ロッド、アー・ブーム部のボールジョイントのグリス、ブーツの電線、損傷
日常点検		■日常点検 プレーキ液の量 パウチリシヤの量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態 ヘッドランプ、ストップランプ、ウイ ンカランブ等の点検、汚損 ウインド・ウォッシュヤ油の量 ウインド・ウォッシュヤの噴射状態 ワイパの拭き取り状態
交換部品等		■交換部品等 エンジン・オイル オイル・フィルタ ULC(ロングライフ・クーラント) プレーキ・フルード
量		■量 エンジン・オイル オイル・フィルタ ULC(ロングライフ・クーラント) プレーキ・フルード
構内外注の旨を記載		■構内外注の旨を記載 注 ⊗ ガラス(内) ⊗ レーダー ⊙ エアミーティング
別表第6		車載式故障診断装置点検

○ レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合


外注元

定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検 良好	交換 修理	調整 △	調整 ×	清掃 A	清掃 C	省時 P
整備 ○				給油 T	給油 L	給油 ノ

点検の結果及び整備の概要


エンジンルーム点検

■パワーステアリング
ベルトの緩み、損傷


■冷却装置
ファン・ベルトの緩み、損傷
冷却水の濁れ

■室内点検
ブレーキ・ペダル
遊び
踏み込んだときの床板との
すき間
ブレーキの効き具合

足廻り点検

■ディスク・ブレーキ
☆ディスクとパッドとの
すき間
☆ブレーキ・パッドの摩耗


■ホイール
☆タイヤの空気圧
☆タイヤの亀裂、損傷
☆タイヤの溝の深さ、
異状摩耗
スベア・タイヤの空気圧
☆ナット、ボルトの緩み

■ブレーキのエア・シリンダ、ホイール・
シリンダ、ダイヤ・キャリパー
マスタ・シリンダの液漏れ
ホイール・シリンダの
ホイル・シリンダの

車載式故障診断装置点検

OBDの診断の結果

日常点検
ブレーキ液の量
バッテリー液の量
冷却水の量
エンジン・オイルの量
エンジンのかかり具合、異音
低速、加速の状態
ヘッドランプ・フォグランプ・ハイビーム

車載式故障診断装置点検

注

注 ①レーダー
②エーミング(外)

その他の点検・整備項目

交換部品等
エンジン・オイル

数量

依頼者(使用者)の氏名又は名称

住所

自動車登録番号又は車両番号又は算合番号

点検(整備)時の総走行距離 km

自家用車



寺・別表第6

外注した旨を記載


外注先

定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検 良好	交換 修理	調整 △	調整 ×	清掃 A	清掃 C	省時 P
整備 ○				給油 T	給油 L	給油 ノ

点検の結果及び整備の概要


エンジンルーム点検

■パワーステアリング
ベルトの緩み、損傷


■冷却装置
ファン・ベルトの緩み、損傷
冷却水の濁れ

■室内点検
ブレーキ・ペダル
遊び
踏み込んだときの床板との
すき間
ブレーキの効き具合

足廻り点検

■ディスク・ブレーキ
☆ディスクとパッドとの
すき間
☆ブレーキ・パッドの摩耗


■ホイール
☆タイヤの空気圧
☆タイヤの亀裂、損傷
☆タイヤの溝の深さ、
異状摩耗
スベア・タイヤの空気圧
☆ナット、ボルトの緩み

■ブレーキのエア・シリンダ、ホイール・
シリンダ、ダイヤ・キャリパー
マスタ・シリンダの液漏れ
ホイール・シリンダの

車載式故障診断装置点検

OBDの診断の結果

日常点検
ブレーキ液の量
バッテリー液の量
冷却水の量
エンジン・オイルの量
エンジンのかかり具合、異音
低速、加速の状態
ヘッドランプ・フォグランプ・ハイビーム

車載式故障診断装置点検

注

注 ①エーミング

その他の点検・整備項目

交換部品等
エンジン・オイル

数量

依頼者(使用者)の氏名又は名称

住所

自動車登録番号又は車両番号又は算合番号

点検(整備)時の総走行距離 km

自家用車



寺・別表第6

○ 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合

※外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。


○ 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合

① 入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検 良好	交換 ✓	調整 ×	清掃 A	清掃 C	省燃 P
整備 整備	修理 ○	締付 △	給付 T	給油 L	給油 /

点検の結果及び整備の概要

エンジンルーム点検	定廻り点検
パワーステアリング ベルトの緩み、損傷 	ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状磨耗 ☆スペア・タイヤの空気圧 ☆ナット、ボルトの緩み
冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 冷却水の濁れ 室内点検 プレーキ・ペダル遊び	注 OBDの診断の結果 日常点検 プレーキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量

依頼者(使用者)の氏名又は名称

住所

天候及びエーミング 作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を記載

車載式故障診断装置点検	注
OBDの診断の結果 日常点検 プレーキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量	注 ④ エーミング(電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過) その他の点検・整備項目



別表

② 離れた作業場 (〇〇板金工場) でバンパ交換を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検 良好	交換 ✓	調整 ×	清掃 A	清掃 C	省燃 P
整備 整備	修理 ○	締付 △	給付 T	給油 L	給油 /

点検の結果及び整備の概要

エンジンルーム点検	定廻り点検
パワーステアリング ベルトの緩み、損傷 	ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状磨耗 ☆スペア・タイヤの空気圧
冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 冷却水の濁れ 室内点検	注 OBDの診断の結果 日常点検 プレーキ液の量 バッテリー液の量

依頼者(使用者)の氏名又は名称

住所

自動車登録番号又は車両番号又は車台番号	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
点検(整備)時の稼働距離	km

車載式故障診断装置点検	注
OBDの診断の結果 日常点検 プレーキ液の量 バッテリー液の量	注 ④ バンパ(〇〇板金工場) その他の点検・整備項目



別表

16. 大型車の車輪脱落事故防止

掲載事項

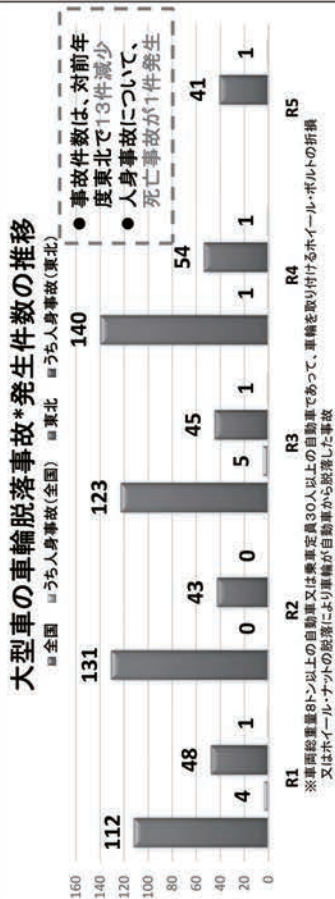
- ① 令和5年度東北管内車輪脱落
事故発生状況（速報値）
- ② 大型車を取り扱う指定工場の
監査時による実態調査結果
- ③ 大型車の適切なタイヤ脱着・
保守管理作業解説動画

大型車の車輪脱落事故防止について

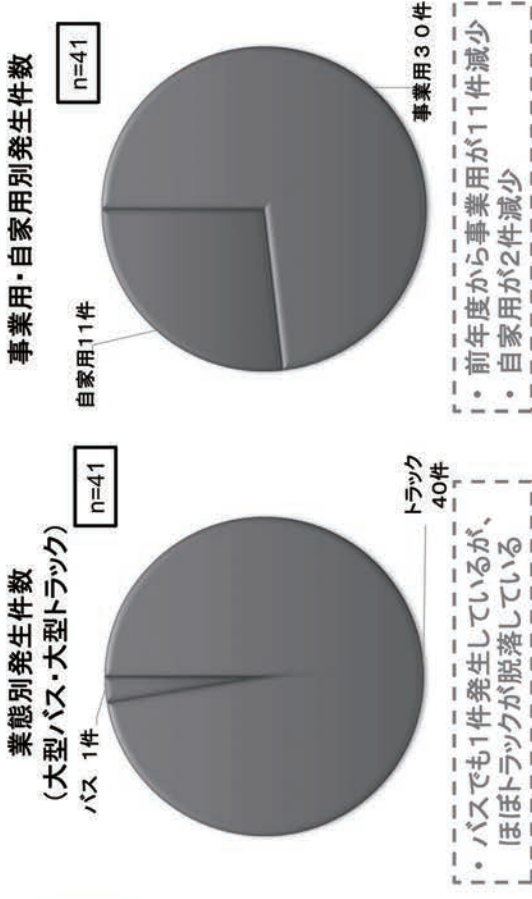
令和6年8月

東北運輸局自動車技術安全部

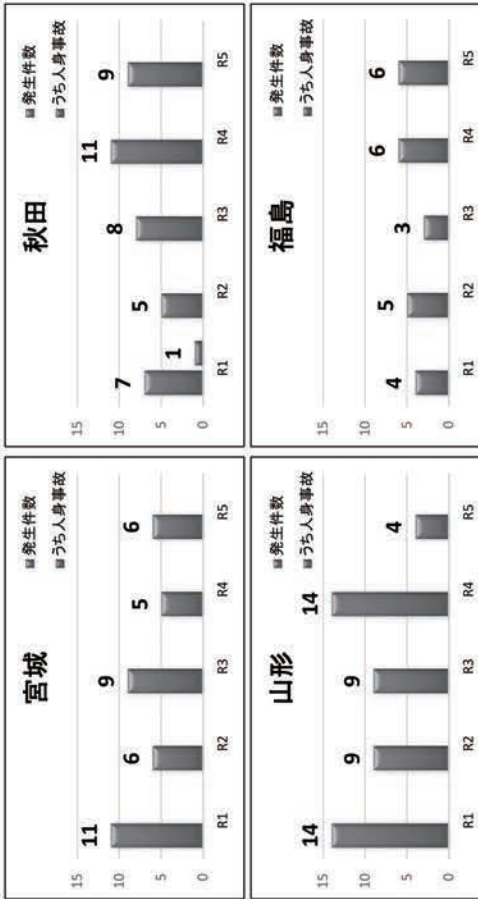
①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況 (速報値)



①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況 (速報値)

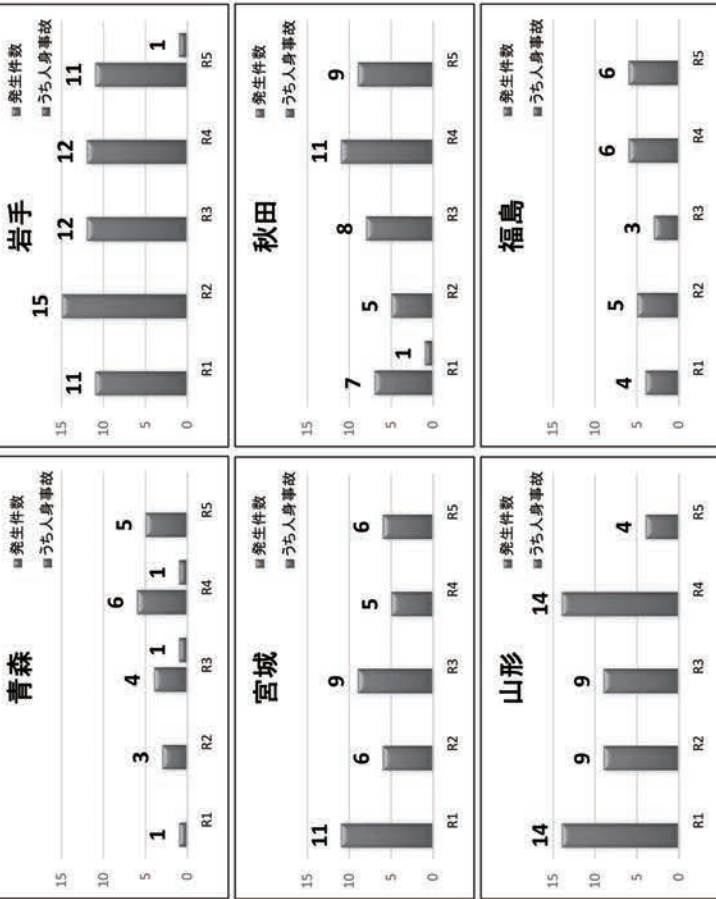


車輪脱着作業から事故発生までの期間別発生件数



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

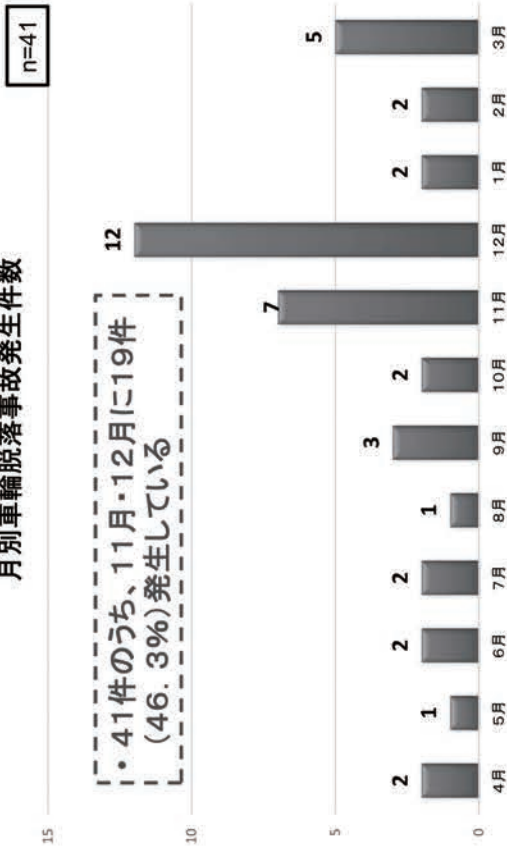
事故車両の使用の本拠の位置を管轄する支局別発生件数



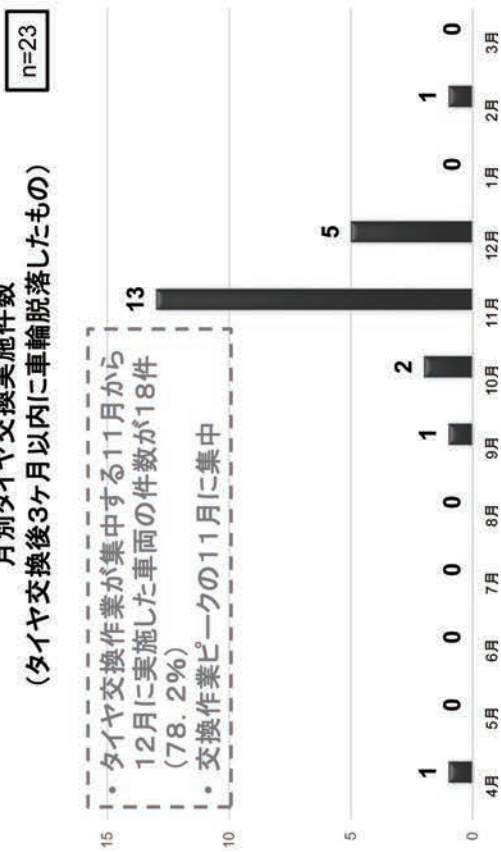
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

月別車輪脱落事故発生件数



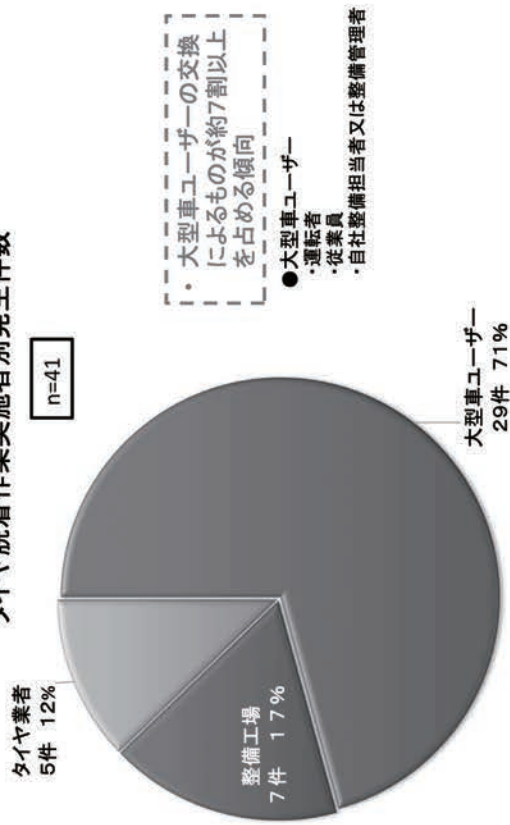
月別タイヤ交換実施件数
(タイヤ交換後3ヶ月以内に車輪脱落したもの)



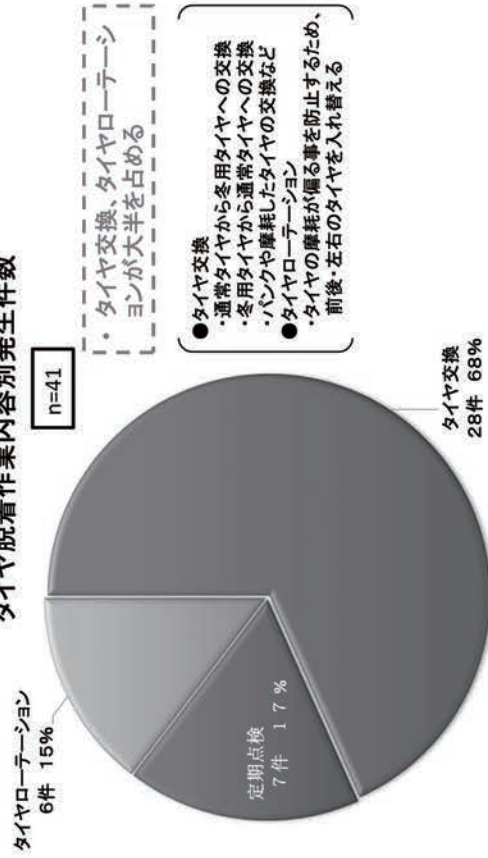
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

タイヤ脱着作業実施者別発生件数

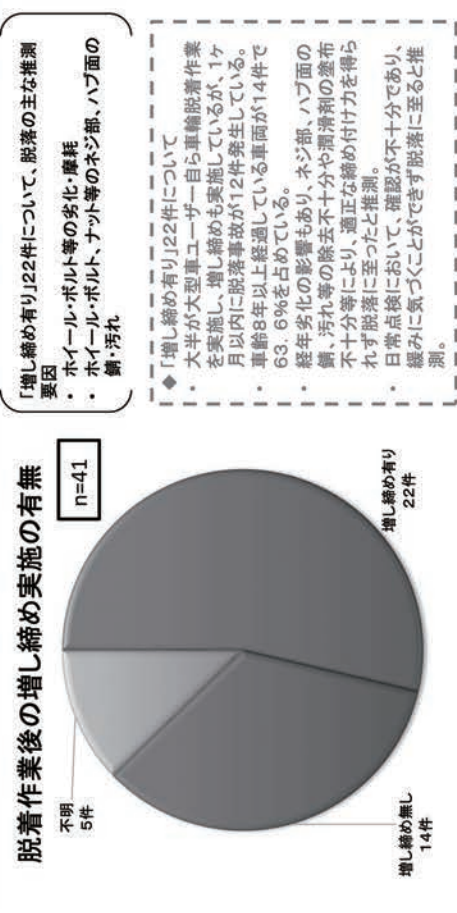


タイヤ脱着作業内容別発生件数



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況 (速報値)



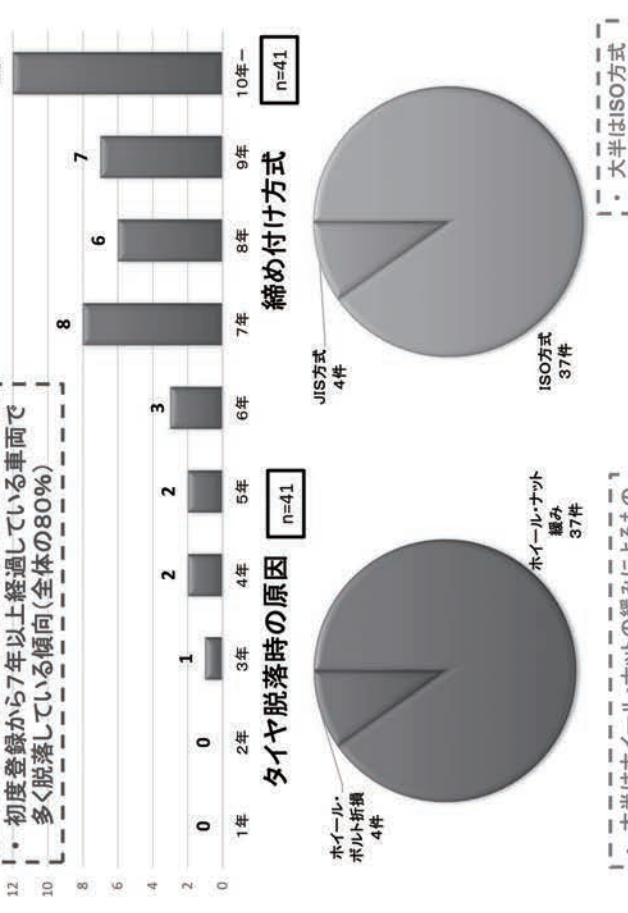
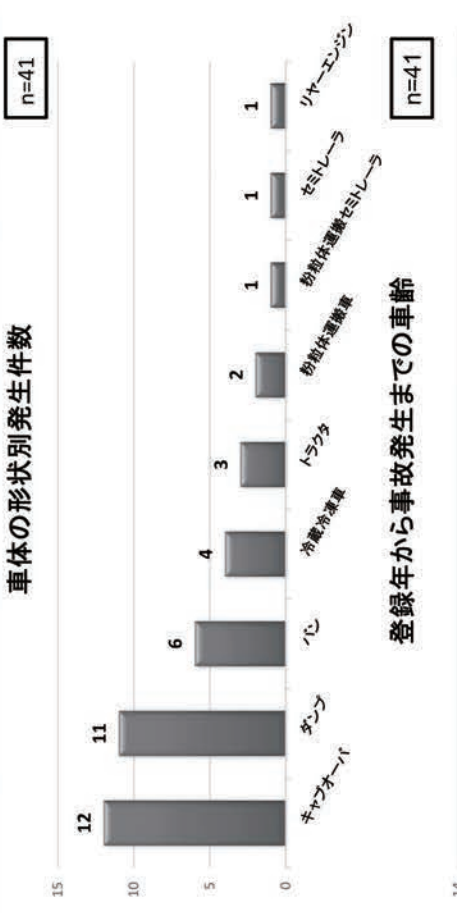
【対策の方向性】

- > ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- > 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- > 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナット・マーカー等の活用



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況 (速報値)



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果

東北運輸局では、令和5年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締め等の周知方法等のヒアリングを管内計26事業場を実施した。

ヒアリング内容

□ タイヤ脱着時(定期点検含む)における増し締めの周知方法

- ・点検整備記録簿への記載
- ・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布
- ・していない

□ 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めの必要性等の説明

- ・説明している
- ・説明していない

□ 増し締め作業の依頼状況

- ・依頼有り
- ・依頼無し

□ 増し締め入庫の促進

- ・している(チラシ配布、増し締めに関するアドバイス等)
- ・していない

□ 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況

- ・入庫あり(約 割程度)
- ・入庫無し

□ ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況

- ・実施している
- ・一部実施していない
- ・実施していない

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果

タイヤ脱着時(定期点検含む)における

記録簿の記載及び増し締めの周知方法



初めて入庫する車両(事業者)等への

説明していない、増し締めの必要性等の説明



増し締め作業の依頼状況



増し締め入庫の促進



著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況



ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況



ヒアリング結果 管内計:26事業場

- タイヤ脱着時(定期点検含む)における増し締めの周知方法を、点検整備記録簿への記載の他、チラシ等による周知を行っている事業場は48%(12事業場)。
- 初めて入庫する車両や使用者等への増し締めの必要性を、4%(1事業場)が説明していない。
- 増し締めの入庫促進をしている事業場は69%(18事業場)
- 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両が入庫している事業場は約半数(52%)。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況について、26事業場全て実施している。

事業者の皆様へ

- ◆ 点検時や車輪脱着作業時には、以下について実施されるようお願いします。
- 点検時に増し締めの必要性を使用者等に説明するとともに、記録簿への記載やチラシ等により周知すること。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布を、引き続き徹底すること。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ホイール・ナットは使用しないことを、使用者等へ周知すること。

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

車輪脱落事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等々のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を公開しております。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧ください、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル

[https://www.youtube.com/watch?](https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hj)

[v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hj](https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hj)

[imJRlI2zJVvaaybwEEKAmD5YVi](https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hj)



啓発動画QRコード

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

＜動画一覧＞

- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順: 10分程度
- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順＋作業主旨の解説: 15分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順: 3分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順＋作業主旨の解説: 5分程度

＜適切なタイヤ脱着作業手順＞



＜適切なタイヤ保守管理作業手順＞



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

1.車輪取り外し



ホイールボルトやホイールナットが緩んでいないか確認の上、タイヤの周囲に十分な隙間を確保し、タイヤ鉄を使用してタイヤを取り外す。

2.清掃・点検



タイヤの周囲に汚れや油分が溜まると、タイヤの性能が低下する可能性があるため、タイヤの周囲をしっかりと清掃する。

3.潤滑剤の塗布



ホイールボルトやホイールナットの緩み防止のために、潤滑剤を塗布する。

4.車輪の取り付け



タイヤを取り付ける際は、タイヤの向きや位置を正確に確認し、タイヤ鉄を使用してしっかりと取り付ける。

5.ホイール・ナットの締付け作業



トルクレンチを使用して、ホイール・ナットの締付け作業を行う。

6.ホイールボルトおよびナットへのマーキング、インジケータの取付け



ホイールボルトおよびナットの位置を正確に確認し、インジケータを取り付ける。

7.作業終了確認



作業完了後、タイヤの空気圧やタイヤの向きを確認し、作業完了を確認する。

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画


<ディスク・ホイール取り付け後の増し締め>



ディスク・ホイールを取り付け後、タイヤの空気圧やタイヤの向きを確認し、増し締め作業を行う。


<日常点検>

1.目視での点検(ナットの緩み以外)




ホイールボルトの出っ張り部分、車輪とタイヤとの間に隙間がないか、ディスク・ホイールの異常な発熱、タイヤの空気圧が規定値の範囲内にあるかを確認する。

2.点検ハンマー等を使用しての緩みの点検




ナットの下部に指を当て、点検ハンマーや小槌ハンマーでナットの上側を叩く。この際、ナットの下部に隙間が生じている場合は、増し締め作業が必要である。

3.タイヤの点検



タイヤの空気圧が規定値の範囲内にあるかを確認する。

4.日常点検表の活用



日常点検表を活用して、点検結果を記録する。

<3か月定期点検>



日常点検に加え、ホイールボルトの締め直し、タイヤの空気圧の確認、タイヤの交換などを行う。

<12か月定期点検>



以下の作業を実施
ホイールの取り外し
ディスク・ホイールの交換
ホイールボルト、ナットの点検
ハブの点検

整備業参考資料

1. 秋田県市町村別保有車両数（令和6年3月31日現在）	67
2. 整備事業者のBCP（事業継続計画）の策定	68
－ 災害発生に備えた事業の継続・早期復旧の取組みについて －	
3. 自動車整備事業場用「環境家計簿システム」活用のお願ひ	69
4. 経営自己診断システムのご紹介	69
5. 令和5年度 運輸支局長等による高等学校訪問結果	70
6. ユーザー説明用資料を活用ください	73

「自動車検査証の有効期間の取扱いについて」（参考）

○検査証の有効期間の満了する1カ月前の日

（例）

検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の 1カ月前の日
2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日（閏年にあつては29日）
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

※注意事項

自動車検査証の有効期間は、満了する日から1カ月を超えて残っている場合、申請日当日から起算され、有効期間が短縮されますので、検査前に確認して下さい。

令和7年4月1日～ 『1カ月前 ⇒ 2カ月前』に改正

※詳細は、P49「来年4月より、車検を受けられる期間が延びます」
（国交省プレスリリース）参照

1. 秋田県市町村別保有車両数

令和6年3月31日現在

	貨物	乗合	乗用	特種(殊)	小型二輪	軽自動車	合計
秋田市	16,145	503	110,309	5,555	3,803	92,118	228,433
能代市	2,828	145	16,076	1,322	588	20,773	41,732
大館市	4,065	160	22,843	2,099	700	26,628	56,495
横手市	4,081	167	27,796	2,229	1,019	38,888	74,180
由利本荘市	2,964	176	26,269	1,513	950	30,556	62,428
男鹿市	1,319	61	8,099	595	270	10,683	21,027
湯沢市	2,118	115	13,797	1,105	520	18,303	35,958
大仙市	4,329	155	28,109	2,004	889	33,840	69,326
鹿角市	1,644	79	9,215	1,024	263	12,968	25,193
潟上市	1,576	26	10,948	624	487	12,547	26,208
北秋田市	1,521	88	10,337	881	295	11,342	24,464
仙北市	1,260	89	8,590	682	250	10,555	21,426
にかほ市	907	51	8,889	261	408	9,014	19,530
全市計	44,757	1,815	301,277	19,894	10,442	328,215	706,400
小坂町	332	13	1,588	220	64	1,975	4,192
鹿角郡不明	0	0	1	2	0	0	3
鹿角郡計	332	13	1,589	222	64	1,975	4,195
上小阿仁村	72	5	733	61	21	734	1,626
北秋田郡不明	0	0	0	8	0	0	8
北秋田郡計	72	5	733	69	21	734	1,634
三種町	961	21	4,977	283	171	7,672	14,085
八峰町	300	13	2,051	187	80	3,113	5,744
藤里町	122	4	830	61	27	1,427	2,471
山本郡不明	1	0	1	1	0	0	3
山本郡計	1,384	38	7,859	532	278	12,212	22,303
井川町	201	6	1,571	105	48	1,941	3,872
八郎潟町	222	9	1,897	97	67	2,322	4,614
五城目町	243	37	2,764	164	82	3,557	6,847
大潟村	948	8	1,404	54	60	1,535	4,009
南秋田郡不明	2	0	0	6	0	0	8
南秋田郡計	1,616	60	7,636	426	257	9,355	19,350
由利郡不明	0	0	0	5	0	0	5
由利郡計	0	0	0	5	0	0	5
美郷町	983	35	6,494	399	253	8,780	16,944
仙北郡不明	1	0	1	7	0	0	9
仙北郡計	984	35	6,495	406	253	8,780	16,953
東成瀬村	165	6	785	91	24	1,217	2,288
羽後町	553	32	4,425	346	141	6,546	12,043
雄勝郡不明	2	2	8	3	0	0	15
雄勝郡計	720	40	5,218	440	165	7,763	14,346
全郡計	5,108	191	29,530	2,100	1,038	40,819	78,786
不明	0	0	0	0	0	178	178
総合計	49,865	2,006	330,807	21,994	11,480	369,212	785,364

※軽自動車については、軽二輪を除き、一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ

2. 整備事業者のBCP（事業継続計画）の策定

－ 災害発生に備えた事業の継続・早期復旧の取組みについて －

BCP（事業継続計画）とは？

BCP（事業継続計画）とは、自然災害やパンデミックなどにより企業が受ける影響や損害・被害を最小限に留めるための方法や手段を計画するものであり、緊急時における対策だけでなく、予防策として平常時の活動も含まれています。

BCPテンプレート 作成の背景

昨今、地震や豪雨などの災害・被害の規模が甚大化し、影響を受けた多くの企業が事業縮小や倒産を余儀なくされているとともに、2020年からは新型コロナウイルスの感染拡大により、さらに多くの企業が危機的状況下に置かれています。

また、自然災害等により事業活動が停止した場合、経営上の損失や貴重なビジネスチャンスを逃すリスクは従来に比べて格段に大きくなってきています。

こうした状況下において、BCPは企業経営の一環として重要なものと認識されつつあることから、日整連及び整商連では、自動車整備事業者が取り組むべき対策を取り纏め、各事業者が独自にBCPを策定することができるテンプレートを作成しました。

●テンプレートマニュアルについて

テンプレートは2つのマニュアルで構成されており、「初動マニュアル」（青本）は災害時人命の安全を図り整備工場の責任を果たすために行わなければならない事項と防災活動のためのノウハウを取りまとめています。

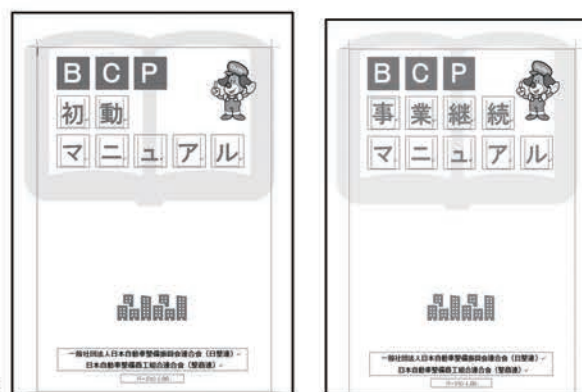
「事業継続マニュアル」（赤本）は、災害時に整備工場が取り組む業務と平常時に取り組む事前対策、教育・訓練、見直しのためのノウハウを取りまとめています。

BCPテンプレートのダウンロード

マニュアルは、(一社)日本自動車整備振興会のホームページよりダウンロードできます。また、動画を視聴しながらBCPを作成できる「BCP速成版の手引き」がYouTubeで見れます。

【手順】

日整連ホーム <https://www.jaspa.or.jp/> > 整備事業関連情報 …(下にスクロール)…> 「BCP（事業継続計画）」



注:本テンプレートの著作権は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（日整連）及び日本自動車整備商工組合（整商連）に帰属します。日整連および整商連は、本テンプレートの全部又は一部を、営利非営利の目的の如何を問わず無断で複製、改変、譲渡、貸与、口述、展示、公衆送信等することを禁じます。（テンプレートにおける「チューンアップ」は改変にはあたりません）

・ このページからBCPテンプレートのダウンロードが可能となっております。同ページにYouTube動画でBCP速成版の手引きが視聴できますので、BCPを作成してみてください。

- ※1 BCP速成版の手引きは、BCPテンプレートの記載内容を極力そのまま採用して、自社のBCPにしたいというニーズに応えるものです。
- ※2 自社のBCPとするためには、最小限カスタマイズすべき項目がありますので、こちらの速成版を参考にBCPの策定を行ってください。
- ※3 BCP速成版はあくまでも暫定的なものです。BCMを実践して、自社のBCPを完成させましょう。

3.自動車整備事業場用「環境家計簿システム」活用のお願

我が国でも、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）にて温室効果ガスの排出削減に取り組んでおり、2030年において温室効果ガス46%削減（2013年度比）等を目標とする地球温暖化対策計画が2021年に閣議決定されたことから、自動車整備業界において2030年度までに15%（2007年度比）削減する目標を策定しております。

各事業場におかれましては、本システムを活用してCO₂排出抑制と経費削減に繋げて頂きますようご理解ご協力をお願いします。

【環境家計簿システムの利用手順】

- ①日整連ホームページアドレス
【 <https://www.jaspa.or.jp/> 】
トップ画面で下にスクロールすると「環境家計簿」があります
- ②「環境家計簿」をクリックする
⇒環境家計簿システム利用者ログイン画面になります



- ・新規登録画面で各項目を選択・入力して「確認」ボタンをクリック
- ・入力確認画面を確認し、内容に誤りが無ければ、「登録」ボタンをクリック
- ・登録されたメールアドレスに「仮パスワードを送信しました」の画面が出ます
(画面を閉じて、メール受信を確認)
- ・送信されたパスワード（メールアドレスが「会員ID」）でログインして利用する

4. 経営自己診断システムのご紹介

経営自己診断システムは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するWEBサイトで提供されているもので、自社財務データを入力する事で即時に財務上の問題点が把握できます。登録不要、無料でご利用して戴けますので、積極的にご活用ください。

「経営自己診断システム」

- ①(一社)日本自動車整備振興会連合会ホームページ
<https://www.jaspa.or.jp/> より「整備事業関連情報」をクリック



整備事業関連情報

- ② 診断システムの所をクリック

「整備事業関連情報」ページを下にスクロールすると「中小企業基盤整備機構 経営自己診断システム」があります

- ③ 経営自己診断システムをクリック

下にスクロール

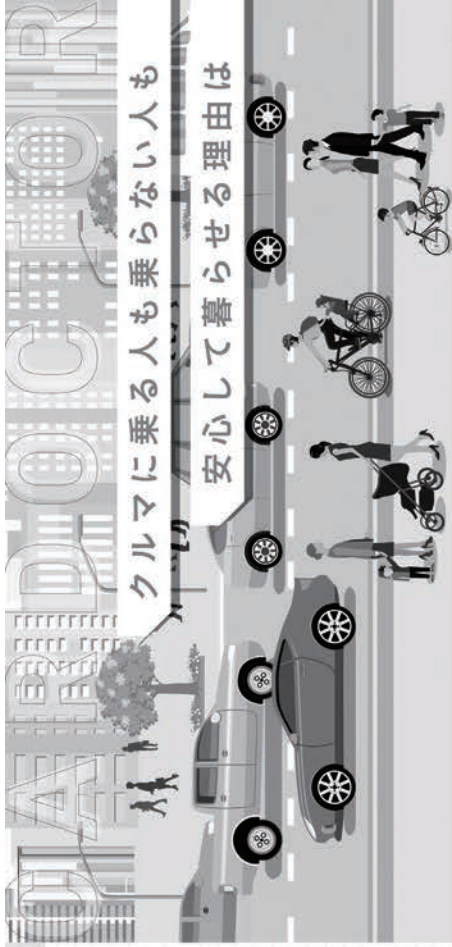
(2)以下のバナーをクリックして下さい。

経営自己診断システム(無料)

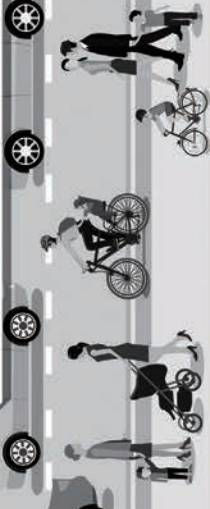
令和5年度 運輸支局長等による高等学校訪問結果

5. 令和5年度 運輸支局長等による高等学校訪問結果

<ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年度より、自動車整備の仕事への高校生等の理解向上を図り、自動車整備の仕事に就職する若者を確保するため、国(運輸支局)が中心となり、自動車整備人材確保・育成推進協議会と連携して高等学校の校長等を訪問等し、自動車整備の仕事の社会的な重要性、将来性について説明を実施しております。 ● 令和5年度も、引き続き、全国の運輸支局長等が地方連絡会事務局と共に、4月から全国575校※に対して訪問を実施。(参考(直近5年):令和4年度 555校、令和3年度 572校、令和2年度 596校※、令和元年度 594校、平成30年度 577校) ※資料を送付して電話で説明するなどを行った件数を含む。 ● 訪問等した多くの高等学校で、自動車整備の仕事や整備士不足の状況を理解いただき、パンフレットによる校内での情報共有や、進路指導の際の選択肢として自動車整備の仕事を紹介する等の前向きな反応をいただいています。 ● また、仕事体験についても一定の評価をいただいているものの、自動車整備の認知度の低さや、自動車そのものに興味が無い生徒が増えていることから、高校生のみならず小・中学生などの早い時期で自動車への関心を高めることや、自動車整備の魅力を発信していくことについての要望をいただきました。 ● いただいた意見・要望については、情報を共有するとともに、対応を検討し、今後の国と協議会の取組に反映させ、自動車整備士の人材確保に貢献することとしております。 		<p style="text-align: center;">主な意見</p>	
興味・魅力イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車に興味がある生徒が少ない ・自動車整備は保護者がネットで理解必要 ・電子化され整備士の仕事として面白みがあるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生以前のもっと早い時期からの働きかけが必要 	
求人	<ul style="list-style-type: none"> ・今の生徒は給与と休みを見ている 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の自動車関係の求人には、就職後に養成施設へ通わせるものが増えているが、更に充実したものにしてほしい。 ・景気の良い悪いに関わらず一定人数は常時募集してほしい 	
仕事体験事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験の取組は良いと思う 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は部活動があり土、日の設定があると良い ・来年度も実施してほしい 	
経済的・奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・養成校の4年は経済的に親の負担が大きい ・自動車ディーラーからの助成金制度は助かっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度、奨学金返還支援制度などの金銭面のアピールが必要 ・福祉・理美容師の学校卒業後、3年間勤めると奨学金の返納等が国や県から免除となる。整備士もそのような制度があれば有り難い 	
給料・待遇環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間が良くなっている印象を受けるが、やはり、きつい、汚れる仕事のイメージがある ・就職する場合の優先順位として、①給与②県外時就職時の寮などの住環境③勤務時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経験者でも不安・心配なく就業できる企業側の体制 ・他の業界と比べて、給与、休み、やりがいにおいて負けていないというネタを考えないといけない 	
資格取得	<ul style="list-style-type: none"> ・大きなメリット(資格取得に向けたプロセスの提示)を前面に出さなければ他の業界に人材を奪われる ・整備士の資格をとることのハードルが高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得の金銭面の支援を受けられるようにしてほしい 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・職業内等は魅力的な動画を製作し、紹介した方が良い ・進路指導の教諭に自動車整備士を紹介して欲しいは時代遅れである。現在の生徒は自らが探している時代である 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍の場面ももっと前面に出してはどうか ・外国人生徒がいる定時制の高校にも説明してほしい 	



クルマに乗る人も乗らない人も
安心して暮らせる理由は



自動車整備士の仕事!!



- 働きながら
- スキルアップ
- 一生求められる技術
- 国家資格
- 全国に約92,000軒の工場
- 地元で就職可能

国土交通省 MLIT

Topic

なぜ自動車整備士に? キャリアはある?

現役女性整備士に聞いてみた



入社4年目
専門学校自動車整備科卒業
2級自動車整備士

「仕事のやりがいはい?」
女性だからこそ感じる
自動車整備士の魅力を教えてください
お客様から「女性だから話しやすい」と言われるたびに
この業界に就いてよかったと感じています。技術の向上が
目に見えてわかるのも魅力の一つで、自分ができることを
増やしていきたいです。



「キャリアはある?」
自動車整備士を目指す理由を
教えてください
父親が自動車関係に就いていました。幼いころ
から自動車やバイクに興味がありました。自動車整備士を
目指したのには高校2年生の夏休みのアルバイトが
きっかけです。現場を見学したのがきっかけです。

出動日の1日のスケジュール



スタッフ同士が飽きない
作業スペース
空調が快適な女子更衣室には
大きなロッカーも完備!

もっと自動車整備士を知ろう!

バーチャル工場体験

バーチャル整備工場を
体験してみよう!

スマートフォンやパソコンから
スマホの整備工場を360°視野で
見ることができます

動画で知る

360°

自動車整備士になろう!

「現役整備士の道場ドキュメンタリー」
ドラマ『自動車整備士物語』全4巻

マンガで知る

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

自動車整備士はSDGs達成に必要な仕事です
あなたも自動車整備士となり、
よりよいクルマ社会を目指していきませんか?

自動車整備人材確保・育成推進協議会

一般社団法人日本自動車整備協会/全国自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/東京自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/大阪自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/名古屋自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/福岡自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/北海道自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/四国自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/中国自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/近畿自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/関東自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/中部自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/北陸自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/山梨自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/山形自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/秋田自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/岩手自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/宮城自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/福島自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/茨城自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/栃木自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/群馬自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/埼玉県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/千葉県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/東京都自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/神奈川県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/静岡県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/愛知県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/岐阜県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/富山県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/石川県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/福井県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/滋賀県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/京都府自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/大阪府自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/兵庫県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/奈良県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/和歌山県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/徳島県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/香川県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/愛媛県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/高知県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/福岡県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/佐賀県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/長門県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/大分県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/熊本県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/鹿児島県自動車整備専門学校
一般社団法人日本自動車整備協会/沖縄県自動車整備専門学校

自動車整備士の仕事って？

現在、日本国内には約8,000万台もの自動車が走っており、人々の生活に欠かせない存在となっています。そのような自動車の専門的な技術と知識を持ち、点検・整備するのが自動車整備士(ワードクター)です。自動車整備士のおかげで車が安全に走ることができ、誰もが安心して暮らせる社会へと繋がっています。

自動車整備士の3つの仕事

自動車整備士の仕事は大きく点検・整備・修理に分けられます。

1. 点検
2. 整備
3. 修理

自動車の各部を定期的に点検し、機能的低下した部分を整備する定期点検整備や、交通事故などによる破損箇所の修理、異常箇所の整備などが自動車整備士の主な仕事です。また、自動車を使用するうえで欠かせない「車検」も自動車整備士が行っています。

点検・整備技術もアップデート!

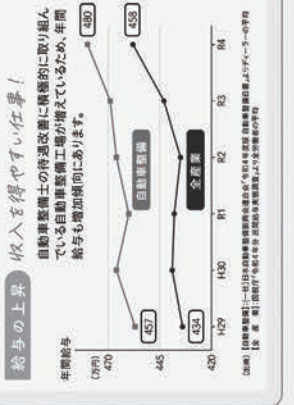
最新ツール

自動車の装置が正常に作動しているかどうかを診断する「スキャンツール(外部故障診断装置)」により、コンピューターで制御された電子部分の故障箇所を容易に見つけることができます。自動車の進化に伴い、現場でも最新技術が取り入れられています。

国の絶えぬ努力、職場環境を整えています。

自動車整備士のココが魅力!

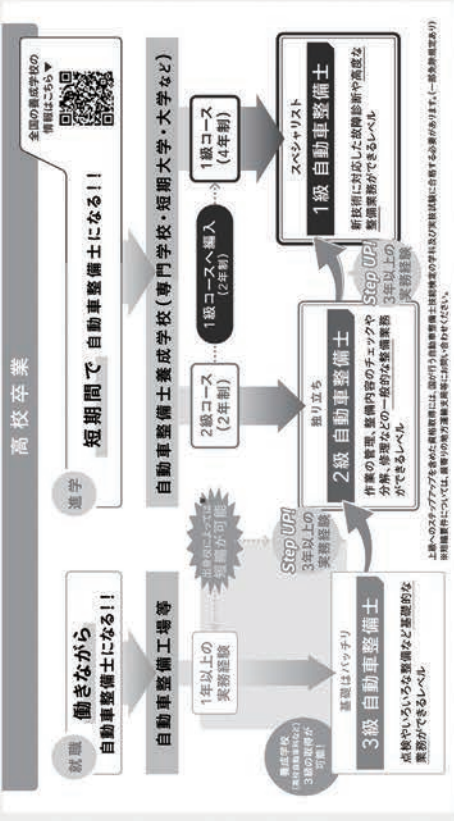
- 需要の安定
- 収入を得やすい仕事!
- 地元で就職が可能!



自動車整備工場は全国に約2,000工場、全国のコンビニ約5,000軒の1.6倍

自動車整備士へのルート

自動車整備士は国家資格です。主な資格は3級・2級・1級の3種類あり、それぞれ取得難易度や技術レベルが異なります。学校で集中して学ぶことも、働きながらでは実務経験を積みことによって上位資格への受験資格が得られるので、スキルアップできるのが魅力です。目指す資格の種類によって進路が違いため、自分にあった方法を選択しましょう。



奨学金制度 高等教育の修学支援新制度

文部科学省により2020年4月から実施された新制度。大学・短期大学・高等専門学校・専門学校への進学を目指す生徒で、支援対象となる条件を満たす者全額に、授業料免除と給付型奨学金を支給します。将来返済する必要のない奨学金なので、安心して学ぶことができます。

POINT

- 経済的条件を満たしていれば誰でも受給可能で、成績ではなく進学意欲が基準
- 2年目以降も利用できる(ただし、専攻科目が異なる場合は10%の制限あり)
- 大学だけでなく専門学校も対象
- 専門学校の対象は85%、自動車整備分野は20%の専門学校の対象
- 特定の企業へ就職しないといけない条件がない

例)私立短大の場合

支学費	入学料: 16万円 授業料: 59万円(1年分) 給付型奨学金: 3.83万円×12ヶ月 =約46万円
支学費	約125万円
支給額	約121万円

※給付型奨学金は、授業料免除と給付型奨学金を合わせた額です。

給付型奨学金の名称(月額の範囲)	月額	年額
私立短大・私立大	~70万円	~840万円
私立大・私立短大	~300万円	~3,600万円
私立大・私立短大	~400万円	~4,800万円
私立大・私立短大	~500万円	~6,000万円
私立大・私立短大	~600万円	~7,200万円
私立大・私立短大	~700万円	~8,400万円
私立大・私立短大	~800万円	~9,600万円
私立大・私立短大	~900万円	~10,800万円
私立大・私立短大	~1,000万円	~12,000万円



その他の各種奨学金制度についてはこちら

7. ユーザー説明用資料を活用ください

・日整連ホームページ <https://www.jaspa.or.jp/> から、「整備事業関連情報」をクリック
 下方にスクロールしていくと「ユーザー説明用資料集」がありますのでご利用ください。

○ユーザー説明用資料集

★点検整備料金のご説明★

車検・定期点検時の一般的な料金項目（自家用乗用車、中型大型貨物車、二輪車）

★消耗・劣化部品説明用資料★

・乗用車編 ・貨物車編 ・二輪車編



- ★消耗・劣化部品説明用資料★
- はじめに 「*」はCG動画あり
 - 【乗用車編】
 - エア・クリーナ・エレメント *
 - エンジン冷却液 (LLC) *
 - エンジン・オイル *
 - エンジン・オイル・フィルタ *
 - スパーク・プラグ *
 - タイミング・ベルト *
 - 揺動ベルト *
 - パワー・ステアリング用油圧ホース *
 - ステアリング・タイロッド・エンド *
 - ブレーキ・フルード *
 - ブレーキ・マスタ・シリンダのゴム部品 *
 - ブレーキ・ホース *
 - ブレーキ・パッド *
 - ブレーキ・ロータ *
 - ブレーキ・ディスク・キャリパのゴム部品 *
 - ブレーキ・シュー (ブレーキ・ライニング) *
 - ブレーキ・ドラム *
 - ブレーキ・ホイール・シリンダのゴム部品 *
 - トランスミッション・オイル、ATF、ギアオイル *
 - ドライブ・シャフト・ブーツ *
 - タイヤ *
 - ワイパー・ゴム *
 - バッテリ *
 - エアコン・フィルタ *
 - バンク修理剤